

平成 29 年度

第 15 回文教民生常任委員会会議録  
第 5 回文教民生分科会会議録

平成 29 年 12 月 6 日

宍 粟 市 議 会

平成29年度第15回文教民生常任委員会会議録

日 時 平成29年12月6日(水曜日)

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 12月6日 午前 9時02分

次 第

1. 審査・調査・協議事項

(総合病院)

所管事務調査

・公立宍粟総合病院改革プラン

基本方針1(1)医師等医療従事者の確保の件

基本方針1(2)地域の医療ニーズに沿った病床数・病院機能の検討の件

(健康福祉部)

審査事項

・第110号議案 宍粟市手数料条例の一部改正について

継続調査

・福祉計画関係

宍粟市障害福祉計画等策定状況について(11月末時点)

宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定状況について(11月末時点)

その他報告事項

・その他

(市民生活部)

所管事務調査

・環境施策について

資源ごみコンテナ収集について

・国保事業について

県広域化へ向けた進捗状況について

その他報告事項

太陽光発電施設設置事業の届出状況について  
マイナンバー「通知カード」の取り扱いについて

(教育委員会)

審査事項

- ・第112号議案 宍粟市奨学金支給条例の一部改正について

継続調査

- ・学校規模適正化・幼保一元化推進計画進捗状況について
- ・学校給食センター異物混入状況及び対策について

その他報告事項

教育振興基本計画の策定状況について

第78回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

2. その他

- ・閉会中の継続調査事項について
- ・次回委員会の開催について

出席委員

委員長	榎橋美恵子	副委員長	浅田雅昭
委員	宮元裕祐	委員	山下由美
〃	今井和夫	〃	神吉正男
〃	大畑利明	〃	林克治
議長	実友勉		

出席説明員

(総合病院)

総合病院事務部長	志水史郎	総合病院事務部次長兼医事課長	大前和浩
総合病院総務課長	船曳浩尉	総合病院部付課長	後藤一三
総合病院総務課副課長兼財政係長	高下司	総合病院総務課副課長兼施設管理係長	鳥居長則
総合病院医事課副課長	秋久一功		

(健康福祉部)

健康福祉部長	世良智	健康福祉部次長	津村裕二
健康福祉部次長兼障害福祉課長	水口浩也	健康福祉部次長兼千種診療所事務長	大谷奈雅子

社会福祉課長 木原伸司

介護福祉課長 谷林眞寿美

介護福祉課副課長兼介護保険課長兼地域包括ケアセンター所長 小椋憲樹

保健福祉課長 中野典子

社会福祉課副課長 堀秀宣

(市民生活部)

市民生活部長 小田保志

市民生活部次長 垣尾誠

市民生活部次長 澤田志保

市民生活部次長兼税務課長 森本和人

市民課副課長 梶原昭一

税務課副課長 朱山和成

債権回収課長 石垣貴英

環境課長 宮田隆広

環境課副課長 西岡公敬

(教育部)

教育部長 藤原卓郎

教育部次長 前田正人

教育部次長 田路正幸

教育総務課長 橋本徹

学校教育課長 山本哲史

こども未来課長 中尾善弘

施設整備課長 西林文隆

社会教育文化財課長兼歴史資料館長 藤井康明

社会教育文化財課副課長兼社会教育文化財係長 原真弓

山崎給食センター所長 池本雅彦

事務局

主 幹 清水圭子

( 午前 9 時 0 2 分 開会 )

榎橋委員長 皆様、おはようございます。12月師走に入りまして本当に寒くなってまいりました。今朝はもう今年一番の寒さだったと思います。健康に気をつけて、新しい年を迎えてまいりたいと思います。

それでは、第15回文教民生常任委員会を開催をさせていただきます。総合病院のほうから始めてまいりますが、病院のほうから先ほど資料が届きました。それをかいつまんで、全部読んでいたらちょっと長いので、ちょっとかいつまんでいただいて、あとまたこれを見ながら質疑応答してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 ありがとうございます。まだこの件に関しましては、また次回もしっかりと協議してまいりたいと思っておりますので、今資料提出の件もありましたし、まだ途中の回答もありますので、次回またよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。明年またよろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございます。

暫時休憩いたしまして、35分に委員会開催いたします。

午前 1 0 時 2 6 分 休憩

---

午前 1 1 時 2 2 分 再開

榎橋委員長 それでは、続きまして、110号議案に移りたいと思ひます。宍粟市手数料条例の一部改正についてに移りたいと思ひますが。

委員のほうから質問。

大畑委員 論点をこちらから出しているのので、その説明をいただきたいと思ひます。まず、説明をしてもらったほうが。きょうの資料をいっていますから。

榎橋委員長 それでは、当局のほうから説明をお願ひいたします。

谷林課長。

谷林介護福祉課長 それでは、資料をごらんいただきたいと思ひます。

まず、手数料条例の一部改正についてですが、手数料条例なんです、これは、介護保険法の一部改正と事業者の指定、指導、監督権限が県から移譲されたために、新たな事務処理手数料として制定するものです。これは地方自治法第227条に基づ

きまして、手数料の徴収する根拠としております。手数料の徴収につきましては、お手元に資料が追加資料としてあろうかと思うんですけども、地域密着型サービス、地域密着型通所介護、総合事業、それから、居宅介護支援事業所、それぞれ4つの種類のサービスにつきまして、それぞれ徴収の時期等が違っております。

まず、地域密着型のサービスにつきましては、これは平成18年に創設されたグループホーム、小規模多機能型居宅介護等々なんですけど、これは18年に制度化されたんですけど、最初から事業所があったわけではなくて、順次整備、推奨の中でこの事業所が設置されましたので、そういうなるだけ事業所を整備していこうという推奨の観点から徴収はしておりませんでした。

それから、2の地域密着型通所介護です。これはもともと県が通所介護事業所、いわゆるデイサービスとして県が指定してきたんですけど、制度改正により、平成28年の4月1日以降、定員18人以下という小規模のデイサービスが地域密着型という位置づけになりまして、市の指定を受けるということになりました。しかし、既にこれらの事業所も県の指定を受けておりましたので、みなし指定という制度がありまして、みなし指定の間は改めて市のほうが期間中であれば指定は行わないというみなし指定を利用しておりました。

それから、Cの総合事業につきましては、平成29年からのこの事業は始まったんですけども、既に平成29年に市の総合事業に参入意向のあった事業所も全て県の指定を受けておりました。それで、県の指定を受けているところに改めて市が指定するのではなくて、平成29年4月1日から平成29年度末、3月31日まではみなし期間として新たに市のほうでは指定はしておりません。

最後に、Dの居宅介護支援事業所、これは、ケアマネジャーがプランを立てるための事業所なんですけども、この事業につきましても、平成26年度の制度改正によりまして、権限が市町のほうに移譲されたんですけど、施行そのものは平成30年4月1日からという改正内容でございます。これら4つの事業所につきまして、Cと、それから、Dにつきましては、平成30年4月1日からみなし期間の終了、あるいは、施行そのものが開始ということで、その 、 ですね、4月1日からの徴収開始ということにしております。

それから、AとBにつきましても、同じく時期をC、Dと合わせて平成30年4月1日から徴収を開始するということで合わせていただいております。ただ、もう既に県の指定を受けている事業所ですので、それから、市のほうが指定はしておりますけども、平成30年4月1日になっても更新の時期、指定の有効期間が終了しない

と更新申請というのは出てきませんので、同時に指定、更新の申請が出るのはCの総合事業の事業所のみです。ただし、今回の手数料条例の中でも、4月1日以降に更新しないといけないですけども、それよりも30日前から更新する、申請をすることができますので、平成29年度内に総合事業として更新申請されたところにつきましては、手数料は徴収しないということにしておりますので、総合事業所の更新申請は平成30年度におきましては全くありません。4月1日以降、更新申請を出されるというようなことは空白の期間が生じてしまいますので、その間指定を受けていないということになりますので、これら全ての事業所につきましては、平成29年の年度末までに更新申請ができるようになっております。

それから、Dの居宅介護支援事業所につきましても、先ほど申しましたように、もう既に県の指定を受けておられますので、平成30年度に更新申請をしなくてはいけないのは一つの事業所だけになっております。ですから、6年間の有効期間が切れる30日前から更新の手続をされますので、Dの居宅につきましては1事業所のみ。それから、Bの地域密着型通所介護につきましても、指定の有効期間がまだみなし指定が終わったとしても継続しておりますので、平成30年度につきましては3つの事業所のみです。ただし、通所介護につきましては、介護と予防の2種類の事業所指定を受けることになっておりますので、3つの事業所で合計で5つの種類の申請が出る予定にはなっております。

それから、Aの地域密着型につきましても、平成30年度の中では1カ所のみというふうになっております。ですから、平成30年4月1日から手数料を徴収することになっておりますが、それぞれの更新の時期、有効期間の終了に合わせた時期での更新申請ということになっています。

このように宍粟市としましては、平成30年4月1日をもっての手数料の徴収ということなんですが、特にAの地域密着型につきましても、事業所数も少なく、まずは整備推奨という観点から今まで徴収を見合わせていたこと、それから、Bの地域密着型通所介護につきましても、平成28年4月1日に市の指定に移行した時も、近隣等の様子も確認したんですけども、近隣では徴収しているところが西播磨圏域ではなかったというようなことで、そのままみなし指定のまま今まで徴収ということには行っておりませんでした。

それと、徴収の金額なんですけども、今まで県が徴収しておりました金額、あるいは、神戸とか中核市、近隣市町と県の調査でデータとかも把握しているんですけども、同額ということにさせていただいております。

それから、手数料の根拠なんですけども、もともと県が設計しておりました手数料の根拠を確認しましたところ、申請について事前協議とか、書類審査とか、現地の調査に人件費をかけ、それに郵便料とか、封筒代とか、旅費が必要な場合もありますので、平均的な旅費等を試算した上で県の設定金額となっておりました。宍粟市でも、県と、あるいは、県下他市町と同額ということで今回設定させていただきたいと思います。

榎橋委員長 説明いただきました。

委員のほうから質問ありますか。

山下委員。

山下委員 質問させていただきたいんですけれども、この地域密着型サービスは、今までは事業所が少なく、整備推奨の観点から徴収をしていなかった。A、B、C、D、これから徴収されようとしているもの全てだと思えるんですけれども、というところで、新たな事業者の負担が生じてくるというところで、本会議において、事業者の負担増にはなるんですけれども、それほどの大きなそれが負担にはならないというような御回答があったので、ちょっと数カ所の施設に聞いてみたところ、やはり非常に介護報酬が引き下げられている、二、三日前の新聞の中で、ちょっとは介護費をあげるようなことがお知らせあったんですけれども、しかしながら、やっぱりもう本当に3割近く収入減になっている、そんな中で、今新たなこういった手数料の徴収は非常に事業を運営していく上で大変やというような意見があったわけなんです。そこで、そんな大きな負担にならないと言われたのは一体どんな根拠なのか、どこの事業所にどんなふうに聞かれてそういうふうに言われたのかなということをお尋ねしたいのと、それと、さっきも説明がありましたように、更新の時期なんですけども、1つの事業者が5つの種類と言われましたけれども、そういった3つ、5つか、いろんな事業をしておられるところとなってきたら、更新時期がちょっとずつずれてきて、それだけ分のたくさんのお金がかかってきて、結構負担になるんじゃないかなという、そこをお尋ねしたい。とりあえずそれだけお願いします。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 まず、新たなこういう負担がふえるというあたり、事業所にとって、また、経営等にも影響があるのではないかと、実際、事業所のほうからもそういう声があるという御指摘だったんですけれども、確かに事業所側からすると、もっと低額、あるいは、ないにこしたことはないかもしれませんが、今まで県の指定を

受けられる中では支払ってこられていると思うんです。ですから、改めてゼロだったものをとり始めるといのはほとんどありませんので、そういう意味では、新たに負担がふえたというものではないと考えております。先ほども申しましたように、1万4,000円とか、そういう設定の金額なんですけど、あくまでも6年に1回の費用、手数料ということになっております。

それと、先ほど説明が不十分でなかったかと思うんですが、来年度、平成30年度に更新の時期を迎えておられる地域密着型のサービスが3カ所あります。5つと申しましたのは、1つの事業所について、介護認定の方には介護サービス、支援1の方には介護予防サービスということで、それは別々の種類のサービスとなっておりますので、1事業所は、更新の時期が2つの種類で違うので1つだけなんですけど、あとの2つの事業所は2種類ずつが同時期ということで、3つの事業所で合わせて5つの申請が出るという意味です。説明不足だというふうに思います。ほかにも1事業所で数種類、複数種類受けておられるというのは、介護と予防の2種類のことであって、例えば、大きなグループの中でデイサービスもあり、老健もあり、ヘルパーもありというようなところであれば、たくさんの更新ということは必要になるかと思いますが、1事業所として考えますと、多くても2種類の介護と予防の2種類の申請、それに伴う手数料ということになっております。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 多くても2種類されているということで、特に総合事業とかになってきたら、報酬単価よりもより低い単価で本当に市民の人たちのために何とか頑張っていこうというような事業者さんが頑張ってもらっているんじゃないかなと思うわけなんです。それで、2種類のサービスを頑張ってもらっているところにおいては、更新ごとによりたくさんの費用が要するということにもなってきて、かなり負担になるんじゃないかなと思われまして。

それと、あと今までは申請のときに県にお金を支払っていたというふうにおっしゃられたところなんですけれども、それはどの事業者さんも支払われていたんでしょうか。それで、金額はどのくらいだったのか。県がそういうふうにとっていたからといって、市がとるといような考え方もどうかなとは思いますが、どのくらい今まで支払われていたのか、どのくらいの事業所が支払われていたのかお尋ねします。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 1ページを見ていただきますと、まず、今まで、最初から市の指定のみというAの地域密着型サービスにつきましては、今回、改めて初めての徴収ということになります。Bとか、Cもちろん総合事業の事業所とはいえ、ヘルパーの事業所、デイの事業所として県の指定も受けておられましたので、今まで支払われております。それから、もちろんDの居宅介護支援事業所も県指定を受けておられましたし、金額につきましては、今回市が徴収しようとする金額と県に倣った設定をしておりますので、今回の市が改正します条例で定めた額と同額のものであります。一つの例を挙げますと、居宅介護支援事業所につきましては、新規の場合は2万円、更新の場合は1万円というような設定をしております。それから、Bの地域密着型通所介護につきましては、新規で1万4,000円、それから、更新で7,000円というふうな金額、もちろん新規と更新では額のほうも約半額ということで設定しております。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 今のは御説明によりましたら、Aの地域密着型サービス、ここは徴収されていなかったところ、新たな負担が生じるということで、第7期の介護保険計画の中でも小規模多機能をもっとふやしていきたいというような方向性が出ているんですけども、そういった点でもやはり事業者の負担が多くなることはなかなか参入しようかなという事業者が少なくなってくるんじゃないかなと思うので、やはり県が、ほかのB、C、Dにおいてもですけども、県が徴収していたということですけども、そのあたりは市としてどうしていくかということは考えていくべきじゃないかなと思います。どうでしょうか。

榎橋委員長 世良部長。

世良健康福祉部長 本会議でも私のほうから答弁をさせていただいておりましたが、この認定に関する費用なんですけれども、先ほど課長のほうからも御説明させていただきましたとおり、本日の資料、認定手数料ということで、7,000円から2万円というそれも新規、更新、最高2万円ということで御提示をさせていただいております。県からの事務移譲ということで、県もとおった、また、県内の各市町も徴収をされている方向ということで、そういう考え方もあるわけなんです。何よりこの介護事業にかかわらず、そういった事業を開始するときには、何らかのそういった申請手続が必要なのは御理解いただけたと思います。介護事業についても、確かに介護の報酬が圧縮されている中で経営が厳しいというのは了解をしております。

すが、そのためにこの手数料を無料化するというのはそれで新規参入がふえるとか、そういうことにはならないと思います。これは、総合的に判断して、市としまして、一定の決められた手数料ということで徴収をさせていただきます。事業者のほうにいかがでしょう、これをとったらいいでしょうか、とらないほうがいいでしょうと言えば、どなたもやはり負担になるからとってほしくないと言われるのは当然かと思いますが、最低限の金額という理解の中で手数料徴収をさせていただきたいと考えております。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 市としての考え方というのはそういうことなんだと説明を聞いて思ったんですけども、あと、平成29年4月の事業所指定システム導入というのは導入時60万円、年間利用料60万円とこれがどういったものなのかというのを教えてもらいたいです。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 事業所の、簡単に言いますと、事業所の概要を登録するためのシステムです。それに基づきまして、いろんな項目があるんですが、事業所の番号とか、どういう規模でどういうサービスをしているかとか、どういう報酬のコード番号があるかとかというような事業所の介護報酬をまずはやりとりするためのデータを入力するためのシステム。例えば、新たな小規模多機能ができたときに、その事業所が事業所指定を受けられて、事業所の番号をもらわれ、あるいは、どういうサービスをされて、それに伴ってどんな加算をとられるかとか、そういう情報をそのシステムに入力することで、その事業所のサービスを使われた方々の介護報酬を国保連に請求することができます。そちらに登録したデータが国保連合会のほうにいきますので、突合されて、確かにこの事業所でこれこれのサービスを使われているというようなことが突合できたら、その事業所のほうに介護報酬として支払われる、そういう大もと、介護報酬をやりとりするための一番基礎となるデータを入力するためのシステムです。以前は、県のほうにそれがありまして、市のほうが出向きまして、入力等もさせていただいていたんですが、このようにさまざまな介護保険のサービスにつきまして市のほうに指定権限が移譲されるということで、県のほうでのシステムの使用ができなくなりました。それに伴い、各市のほうでシステムのほうを導入して、現在必要なデータ入力を行っております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 もう一回だけちょっと確認の意味で、まず、手数料徴収の是非についてですけれども、先ほど何らかのサービスに対する対処ということと、とるのが当たり前やというふうに平成30年から変わっていくわけですから、これまでもAでいえば平成18年からとれる根拠があったわけだけでも、事業所を整備していこうとかいう観点から徴収してこなかったということです。それはわかるんですが、なぜこの平成30年に全てを合わせたのかということをもう一回だけこの時点で、今でもまだ整備を推奨する観点から徴収を控えようかということも考えられんことはないわけで、なぜそれを大きくとる方向に変えていったのかということをもう1点伺いたいと思います。

それと、額の妥当性のところなんですけど、先ほど県が定めていた額の根拠をお示しいただきましたけども、その積算でいくと、一つの事業所が2つのサービスを同時に審査する場合は、現地調査などは2つ分いただかなくてもいいように、積算根拠が変わってくるんじゃないかと思うのね。でも、このとおりとらなければいけないわけでしょう。だから、ちょっと額の根拠と、それから、サービスが重複して申請を受ける場合の手数料の額として正しいのかなというのはちょっと感じましたので。

それと、もう一点ですが、近隣なんかの状況も踏まえて方向性が出ているんだと思うんですが、このうちの条例改正案である地域密着型サービス事業の中で、生活介護の3万円というのがありますね。条例改正の、地域密着型老人福祉施設に入所者生活介護を行う場合は、1件につき3万円というふうに額が決められていますけど、近隣市町ではその3万円という額は見当たらないんです。ですから、その辺、近隣市町とのずれはないのかということをお伺いしたい。

以上です。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 Aの地域密着型、今まで徴収をしていなかったものを平成30年4月1日に合わせてということなんですけど、やはりB、C、Dの徴収もあります、開始するという中で、たとえ今まで整備推奨の観点から徴収はしておりませんでしたけど、やはりほかのサービスとの公平というか、足並みはそろえていきたいというところで、Aにつきましても平成30年4月1日からということをご提案させていただいております。

それから、2つのサービスを申請されるときに、現地調査等でも一度に終わるんじゃないかというあたりなんですけど、そこら辺は、介護と予防とは金額に差をつけ

ております。一つの事業所は介護と予防を申請されたときには、介護の場合は、例えば、1万円だけでも予防の場合は7,000円というふうに差のほうをつけさせていただいております。ですから、新規に申請される場合と更新申請される場合の額には約半額というような差をつけておりますし、一つの事業所で介護のサービスと予防のサービスを申請されたときは、例えば、1万円と7,000円というように一度で済む分は、簡単に言えば割り引いてということで手数料のほうは設定させていただきます。

それから、資料にあります、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護なんですけども、これにつきましては、施設そのもの、地域密着型のサービスの中でも施設そのものの申請なので、現地調査とか、いろんな申請書類の審査につきましても、上の入所生活介護以外のところと比べまして、要する業務量が大きいということで2万円と3万円というふうに差をつけております。

この金額につきましては、他の市町村と同額設定ということにしておりますし、もちろん3万円設定のところ、ほぼ県下同一で同じ金額の設定をさせていただいております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 最初に言ったのは、Aについてを言ったのではなくて、Aはもともと平成18年からとる根拠を持っていたけど、施設が整備推奨の観点から見送ってきたというのがありますけど、ほかのB、C、Dも今なお整備が不十分であれば、そういう観点で平成30年からとらなくてもいいということもあり得るんだけど、同時スタートで平成30年4月に決めたのは何でしょうかという質問なんです。

それから、2つ目のところは、当初の申請と更新ということがダブる場合ということじゃなくて、当初申請が2つ、3つのサービスが同時に申請されるということがもし起こるのであれば、一つ一つに対する申請手数料が3つともそこに重なってくるというのはちょっと額の決められた根拠からいうとどうなのかという質問なんです。ちょっとずつ違うんです。

それで、3つ目は、この3万円、ほかのところ、この資料、きょうの委員会資料の1ページには3万円の部分が出てこないの、ほかの近隣の団体はそこは手数料をとらないのかなと思ってしまうので、もしとるのであれば、そこをおっしゃっていただきたいと思います。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 3つ目の質問からでよろしいでしょうか。

大畑委員 はい。

谷林介護福祉課長 ほかの他市町も3万円という設定ということにはなっておりますが、私どもが県のほうが調査された資料をいただいた中では、地域密着、小規模多特養、いわゆる、のほうは全て新規の場合は県下、いただいている資料の中ではえ全て3万円が徴収額になっておりますし、3万円を超える手数料というのはこの市町とも設定はしておりません。

それから、B、C、Dなんですけど、Aと同じように整備推奨という観点から徴収をしなくてもということだったんですけども、もちろん今後の宍粟市の状況を考えたときに、例えば、B、C、Dにつきましても、事業所数としては一定の域には達していると思いますので、今後はちょっと希望があったとしても、新たに参入されるというあたりでは非常にさらに事業所運営のほうもいろいろ難しいぐらいのレベルに達しているのではないかなと思います。計画の中でB、C、Dの事業所をさらにふやしていくというあたりでは見込みとしては考えておりません。ただ、Dの居宅介護支援事業所のほうは、ケアマネジャーがなかなか不足しているということで、事業所よりも、事業所内でのニーズの確保ということにつきましても、市としても推奨はしておりますけども、改めて事業所をふやしていくというようなことでは現在のところでは今の現状数ありますと、検討課題としてはありません。

それから、同時に3種類のサービス、一つの事業所が3種類のサービスを申請ということなんですけど、事業所という考え方につきましても、私どもは通所介護サービス事業所を1事業所と考えておりますので、そういう意味では3つの申請ということはありません。介護と予防の2種類までということですが、ただ、大きな事業所で、例えば、特別養護老人ホームができたときでしたら、特養と短期入所とデイサービスという3つの事業所指定は必要かと思いますが、あくまでも特養、ショート、デイは別々の事業所という区分には考えております。回答になっていないかもしれませんが。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 3万のほうはよろしいわ。これは事業所が足りている、足りていない、僕らわからないので、それはもう担当のところだと思いますけど、この手数料と直接関係がないかもわかりませんが、非常に保健福祉圏域でいうと、宍粟市で4つに分けてあるということで見ると、本当に山崎に偏ってしまっているじゃないですか、事業所なんか。北部、これから地域包括で必要やというあたりになかなか事業所が立ち上がっていないということから考えれば、まだまだそういうところは推奨

していくんやということで考えてもいいかなと僕は思っているわけ。だから、その辺の判断は手数料云々で決められないと思うので、それは考えていただきたいと思いますけど。3つ目、重複している、重複するようなことになったときに、片や、時期が分かれるのは同じような調査をやらないかんから、この額でいいかもわからんけど、同時に申請があり得るわけでしょう、2つぐらいやったら、3つはないにしても、2つで。そうしたら、この額をそれぞれ額をとっていってもいいんかなという気がするんです。その額の決め方、手数料の根拠の中に、現地調査とか、旅費が含まれるとか、何かいるんなことをおっしゃっていたけど。細かい話かもわからんけど、それがちょっと。

榎橋委員長 世良部長。

世良健康福祉部長 私のほうが本会議の答弁でもそういう根拠があるというようなことを申しております、本日の資料には県の考え方を記載をさせていただいております。前回も少しお話しさせていただいたんですが、この申請にかかわる審査の費用という、職員がかかわる時間から計算しますと、とてもこの手数料で追いついた話ではございません。あくまで考え方として、事前協議であるとか、書類審査、現地調査、こういったものが根拠になっているんですということであって、これが、じゃあ、2回、2つの申請を1つにしてやれば1回で済むじゃないかと、これは理屈でいえばそうなるんですけども、これはあくまで考え方ということで、総合的なところでこの金額を設定をさせていただいている、そういう考え方であるということと御理解をいただけたらと思いますので、お願いいたします。

榎橋委員長 ほかにございませんか。

林委員。

林委員 ちょっと確認なんやけど、この事業所指定システムの導入やけども、これは何か説明がありよったんやけども、ただ単なる指定するためのシステム。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 指定は書類上で行いますが、指定したときの情報を入力するためのシステムです。その情報をもとになって、国保連合会を通じて事業所への介護報酬、事業所からの介護報酬の請求、それから、反対に支払い、それから、市のほうへの介護報酬の請求ですね、負担金、介護給付費の請求等のやりとりをするためのもとデータを入力するためのシステムです。

榎橋委員長 林委員。

林委員 そうということからいうたら、今地域密着型とか、指定しとるわね。それは

今まではシステムなしでどないしてしよったんや。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 以前は、県、この近隣でしたら、たつの健康福祉事務所にシステムが置いてありまして、そちらのほうに出向いて、新規申請、あるいは、更新申請の情報等を入力させていただいておりました。ただ、県のほうが、先ほども申しましたように、権限のほうが市に事務移譲されるからということで、各市でやっってくださいということで、市のほうに設置した次第です。

榎橋委員長 林委員。

林委員 そんなら、もう平成29年度末で県がそういう関係の指定する業務が県はないようになっていると。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 介護保険のサービスの中でも、先ほど見ていただいた資料の中での地域密着型のサービスとか、居宅介護支援事業所、ケアマネジャーの事業所、総合事業に関するサービスのみ市のほうの指定なので、特別養護老人ホームとか、老人保健施設とか、ほかにも多々訪問看護ステーション等々あると思うんですが、そちらにつきましては県のほうがそのまま事務は担当することになっております。

榎橋委員長 林委員。

林委員 これは、年間の利用料が60万円要るわね。これは導入されておるんやと思うんやけども、それから見たら、あと新規の指定は少なくて、あと更新ばかりやと思うんやけども、新規が申請が多いんやったらあれやけども、今県にそういうシステムがあるので、今までどおり県のシステムを使用させもらったらいいな違うんかいな。あかんというんかいな、県は。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 そんなこと言わんと貸してほしいと言いたいところだったんですが、もう全国的にというか、県下ももちろんそういうルール、決めがされたということで、引き続き使用させていただくというわけにはいきませんでした。

榎橋委員長 林委員。

林委員 いろいろ電算システム導入、色々されるんやけど、やっぱりひもつきになってあとずっとメンテで利用料も要るし、メンテ、こんな更新せんとあかん、それこそシステムの更新をせんとあかんとかあって、ごっつい考えよったら高いものにつきよると思うんです。そうやさかいに、よう考えてしてもらわんと、もう導入されとるであかんねんけども、そういうことでよく考えてしてほしかったなと思うん

です。

以上です。もうこれは回答はよろしいわ。

榎橋委員長 世良部長。

世良健康福祉部長 今、林委員のほうからおっしゃっていただいたことは我々事務方のほうも重々そういう思いは持っております。今、答弁させていただきましたように、県のほうからいたし方ない、切り捨てられて市単独でせえよというふうなものでした。ほかのシステムにつきましても、更新ごとに莫大な費用がかかっているということで、先日もほかのシステムでメーカーのほうとの折衝もしたようなことがございました。そのあたりは十分注視をしながら対応してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 Cの総合事業なんですけど、これは既に県指定を受けているところだけがされているから、新たな負担が生じていないですけども、例えば、ホームヘルプが9ということでまだ少ないので、新たにちょっと地域住民のために総合事業、ホームヘルプを立ち上げたいというときもやはりまた手数料等がかかってくるようになるということですね。

榎橋委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 新たに申請されたときは申請の費用が要りますし、有効期間が終了したこの9につきましても有効期間が終了すれば更新の手続きはしていただき、手数料を徴収させていただくことになっております。

榎橋委員長 12時回りましたけれども、継続調査の障害福祉、また、計画書ありますよね。この件は。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、長時間になりました。ありがとうございます。

これで、健康福祉部の審査を終了させていただきます。ありがとうございました。暫時休憩いたしまして、13時15分再開したいと思います。

午後 0時21分休憩

---

午後 1時17分再開

榎橋委員長 それでは、所管事務調査のほうに移ってもよろしいでしょうか。  
部局から何かございますか。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 ほかに御報告ございませんか、いいですか。

それでは、長時間ありがとうございました。

文教民生分科会、委員会をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。  
した。御苦労さまでした。

暫時休憩いたしまして10分休みます、50分から再開いたします。

午後 2時39分休憩

---

午後 3時16分再開

榎橋委員長 じゃあ、付託案件の112号議案の奨学金の支給条例の一部改正についてでございます。

橋本課長。

橋本教育総務課長 それでは、付託案件となっております、宍粟市奨学金支給条例の一部改正についてということで申し上げます。

この改正につきましては、宍粟市奨学金制度というのが以前から条例により支給をさせていただいているわけなんですけれども、現行の条例では定員40名という決まりがありまして、これが申請年度により選考された世帯とされなかった世帯ではそのときの年々の状況に差異が生じることとなっております。つきましては、この定員の枠を廃止し、その係る課題を解消しようとするものであります。

また、この改正に合わせて、市内の高等学校の指定物品等の調査をいたしましたところ、現行の奨学金支給額5万円と実際の購入状況とは少し乖離がありましたので、その乖離分について、支給額1万円を増額して6万円として条例を改正しようとするものであります。

以上、一部改正概略について説明をさせていただきました。

それでは、資料につきまして、1ページをごらんください。

1ページにつきましては、国の制度に基づく県の全日制公立高等学校に進学する場合の就学支援の制度であります。その表中の一番左端の高等学校等就学支援金の制度につきましては、これは現在、国でもって上から5段目となりますが、対象基

準、年収910万円未満程度の世帯に対しまして、その申請に基づいて授業料の相当額を授業料に対する補助として、保護者にかわって国が授業料を弁済する制度として現在運用しているものであります。それぞれの保護者は学校において手続きをし、支援金を受給されておられます。

あと、真ん中の制度につきましては、また対象基準の所得の状況により給付金の制度があります。一番右端がその対応型のものであります。

続いて、裏側をめくってください。2ページをごらんください。

就学援助制度、これは平成29年度現在の就学援助制度に基づく保護者に配布させていただいている申請のチラシであります。今回の宍粟市奨学金の受給対象となる審査に当たりまして、援助対象となる方のところにありますが、生活保護を受けておられる方、要保護に準ずる程度に困窮しているとみられる方ということで、それぞれ審査基準がありまして、これに準じて宍粟市奨学金についても選考を行い、給付を行わせていただいておりますので、ここに資料として挙げさせていただいております。

3ページにつきましては、今回の改正に当たり、状況等を調べまして、それぞれの高校において入学時に必要な所要額というのを伺いましたので、その資料をつけております。

以上、1、2、3ページにつきまして、112号議案の改正に当たる資料として報告をさせていただきました。

あと、続きまして、議案追加資料としてさせていただいているものです。

議案追加資料1ページ、これは、改正について条例等認めていただいた後のこととなりますが、現在、案として、平成30年度の宍粟市奨学生募集要項として、案として持っているものであります。2番、奨学金の給付については、支給額6万円として、現行の5万円から6万円とさせていただき、条例可決後の額を記入させていただいております。

そして、3番が奨学金を受けられる条件で、4番の申請期間ということで、1月の中旬から2月中旬まで中学校3年生の保護者が学校を通じて教育委員会に提出するものであります。この奨学生の募集チラシにつきましては、中学3年生の全生徒に持ち帰りをいただいて、それぞれの御家庭で申請をいただく手続としております。

そして、給付につきましては、7番の支給につきましては、合格通知が出ました後、教育委員会に提出していただき、奨学金を支給させていただき予定としております。なお、奨学金の支給日は、平成30年4月5日を予定としております。

続きまして、裏、次をめくっていただきまして、2ページですけれども、平成23年度から平成29年度の宍粟市奨学金の申請及び支給の状況であります。左側から中学校3年生の生徒数、また、その年々の申請人数、支給決定人数を記載しております。

その隣に、3ページとなりますが、各市町の高等学校の給付型奨学金の一覧を現状で各市町聞き取った中で、また資料等の中から抜粋しているものであります。宍粟市と同じく入学時給付としておりますのは、下から5つ目の淡路市であります。そして、その上の相生市は進学、または、進級に係る支度金として年額3万5,000円、これは表記の仕方がそれぞれ違いますけれども、淡路市においては入学時、相生市においては進学時ということで給付がなされております。それぞれの給付選考に当たっては、各市町、その選考基準をもって選考し、支給額を給付しているような状況であります。

以上、報告を終わらせていただきます。

榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、論点整理表を出していただいておりますので、これに基づいて質問をしていただきます。

今井委員。

今井委員 1番に言えるのが、6万円の根拠とは一体何でしょうかというところで、3校平均が6万4,000円とか、それぞれ細かくこの資料で出してもらっていますが、この額だったら、もうちょっと出さんとあかんのじゃないかなというふうに一般的に思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 今回の改正をさせていただいております6万円につきましては、現行の年度別の乖離があることを改正に合わせて、6万円を合わせて調査の上で6万円とさせていただいているものであります。その6万円につきましても、現行5万円がありまして、その上で県内の状況、市内の高等学校の状況を見ると、男女によりそれぞれ違いがあります。また、高等学校の進学者も市内、市外それぞれ違いがあったり、私立、公立、違いがある中で、近隣の高等学校に通う学校の状態はどうだろうということで調査をさせていただいて、6万3,000円、6万4,000円という数字がありましたので、現在の奨学金としてそれに近いといえますか、その状況に差がありますので6万円とさせていただいたというところでもあります。

以上です。

榎橋委員長 今井委員、いいですか。

今井委員 どうなんですか、これ、どこも足りないですよ、6万円じゃあ。だけど、それでええやろうということですか。そんなので、じゃあ、せめて6万5,000円とかならないとか、今どうしてならないのでしょうか。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 この入学にかかった費用全てを出すというのがこの奨学金の趣旨ではないと思います。就学に係るという、就学の助けになるということで、幾らか奨学金を借りていただいて歩んでいただきたいたいという意味がこの奨学金の意味だと教育委員会としては考えております。その中で、参考として、入学準備にかかる費用を市内で調べたわけでありまして。そこで、その中でもやっぱり個人によって差があるというようなことも見えてきましたし、また、これまでが5万円という金額を出しておりました。6万円という金額でも20%の増額ということで、この制度の継続性といいますか、昨年まで支給を受けていた額、その生徒さんとやっぱり公平をある程度とる必要があるのではないかとということで、6万円という額を決定させていただいたわけでありまして。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっとその説明では、本会議で飯田議員からもあったんですけど、本市の条例の目的がやっぱり経済的な理由でそういう高等学校に進学とか、あるいは、就学することが困難な生徒ということで書いてありますので、そのときの準備金という、支度金を出すんだということではないと思うんです、この目的からいうと。それで、いろんなほかの自治体の例もきょう出していただいておりますけど、やっぱり月額支給を在学期間ずっと続けているところがあるわけです。きょうはその議論をしませんけど、やっぱり余りにも入学のときの準備金だけなんだというふうにそれを目的だと言われることがちょっと僕は時代に合っていないと思うんです。国ももっと今無償化の方向に進めていっているわけですし、授業料なんかは、この間無償化してきたわけですから、やっぱり貧しくても教育の機会だけは均等に与えていこうということが本来の奨学金の目的だったと思うので、準備金のところだけでいいんだという考え方は僕はちょっとおかしいと思います。だから、そのところは言いませんけど、せめて、今の制度が準備金のところしか予定されていないんだったら、それに必要なところは最低カバーすべきじゃないかと。調査してもらって、まだ額がそれを、6万円を上回っている状態でそれでいいんだということはちょっと僕は言いにくいんじゃないかなと思うんです。だから、もう少しそこを考え

ていかなあかんのと違うかなと思いました。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 月額 of 奨学金につきましては、これまでも一般質問の中で議論をしたことがあると思います。その中でも、今既存の奨学金の拡大とか、また、新制度ということで、市のほうも検討しなくてはならないということも言うておりますので、今の段階ではそれは提案ということになっておりませんけれども、今後検討していくことには変わりはないと考えております。入学準備ということで、かかった分だけという、もっと必要ではないかということもあります。また、それが今後の経済的な困難を抱えている家庭の助けになるということは十分わかっております。しかしながら、そういう困窮の家庭については、また先ほども橋本課長が説明しましたように、別の制度もあるということで、それについてはそれを利用させていただきたいということも教育委員会としては考えているところであります。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 別の制度というのは1ページのこれでしょう。これは、ほかの自治体も別の制度と各自治体の制度と併給しているはずですよ、ですから、ほかの自治体。例えば、そこをちょっと聞きたかったんですけど、ここの真ん中の高校生等奨学給付金、これは、高校無償化の所得制限が入ってからこれが新しくできたと思うんです。最近の制度ですけど、この制度は、県の制度と思うんですけど、これの、例えば、公立の高等学校やったら月9,900円からなっているんです。それと、それから、各自治体のきょう調査していただいている、例えば、月額何ぼと書いてある自治体のがありますね。こことは併給しているんじゃないですか。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 この他市町の条例につきまして、奨学金につきまして、各市町に問い合わせをしまして、制度としては持っている。それは、平成26年度までの高等学校等就学支援金制度及び今委員が言われた制度の前に制定しておったんだということをおっしゃっておられました。そして、国の制度が変わってきて、高校授業料等がもう全額弁済されるような制度になって、各市町で持っている制度については、併給はもう認めないという市町もある、併給はしておりませんという御報告をいただいている市町もあります。委員が言われるように、併給をしている市町もございますけれども、3分の2ほどは併給はしておりませんという御返事をいただきました。

以上です。

大畑委員 継続しているやろうか。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 あと質問ですけど、これは、そうしたら、民生委員とか、そういう人の許可とか、それは要らないんですね。基本的には、もう所得制限とか、その給付証明みたいなものだけがあればいけるんですか。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 済みません。この申請につきましては、卒業生が学校の推薦文をいただいた中で申請をしていただくと。そして、合格通知でもって本申請となるということで、民生委員さん等のお世話になることなしに手続をしていただきます。選考にかかっては、所得の条件として、選考の要件が記載のところにありますけれども、その選考に基づいて決定をさせていただいております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 続けていいですか。済みません。ちょっとそれと、こちらの資料で、追加資料のほう、2ページなんですけど、議案説明を受けるときに、支給決定、これまで40人枠を撤廃、評価できると思うんですけど、今までも41、42人ぐらいのところできりぎりのところが多かったという説明を受けたんですが、この申請人数見たら60とかあるんですけど、全然説明のときと数字が違うんやけど。これがいわゆる該当者だったわけですか、この申請人数。それで40人に絞られたという、そういうふうに見たらいいんですか、この表は。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 この申請人数は、その年度における申請書を提出いただいた人数です。そして、右側の支給決定人数というのが支給決定を受けた人数です。

以上です。

大畑委員 ですから、議案説明のときと話が違うというふうに解釈したらよろしいですね。二、三人があふれているぐらいやったんやという説明だったと思う。多分、そんな説明でしたね。

今井委員 これは申請者全員が合格するわけじゃないでしょう。

浅田副委員長 要は、支給要件には満たしておったんか、満たしていなかったのかということでしょう、その申請人数。

大畑委員 いや、該当せんに申請している人なんてないと思う。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 済みません。該当者というのはそれぞれの家庭の状況でもって所得に応じて申請をしていただくわけでありまして。その中で、多数の方が申請をしていただいて、定員40名という中で一定の枠があります。そして、その40名というラインでいきますと、年度、年度によって40名という枠があるがゆえにそこで40名に達成したときの選考された方、選考されなかった方の違いがあります。あと、昨年度だったら選考されているのに、次の年度で、ああ、同じ経済状況では選考されないというのが現実として40名というのが決まりとしてありますので、そのことがまず違いがあります。42人というのはちょっと覚えがないので、済みません。

榎橋委員長 前田次長。

前田教育部次長 済みません。61人は、これはほんまに申請された方だけで、例えば、去年、今年に分なんかだったら、年収が1,000万円を超えている家庭の方も申請をされたという、単純に申請を受けたという数でございますので、それで実際の年収、普通のいわゆる平均的な年収、今までのやっていた年収でいきますと67人、20人減ったというようなことではなかって、今までは大体年収、今まで40人のところで、今でいう母子家庭さんのところなんかだったら、そこら辺で二、三人がちょっと漏れるところがあったということでございます。これをやはり本当に必要な人については40人枠があったということで漏れておったというのはそこをなくしたいことで枠をとりたいというのが一番の目的でございます。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 ということは、きちっとした基準はないということですか。これで何ぼ、要するに収入の規定やね、収入で、例えば、住民税非課税世帯であるとか、年収何ぼ以下であるとかというようなきちっとしたラインはない制度ということですか。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 済みません。所得税の、今井委員が言われたんですけども、非課税の世帯であったり、あと、所得税の非課税世帯というのは申請者の中にはございまして、まず、そうした方々から優先してといいますか、奨学金の対象となります。その上で、生保基準係数によるという、係数となるですけども、所得が経済的に厳しいと思われる方から順に優先度が高くなっていくわけなんですけれども、40名という一定の枠がありますので、その40名の枠でやると年度ごとに違いがある。選考に違いがあるというわけではないんですけども、所得税非課税世帯というものもそれぞれ年度によって違いますので、そこは年度によって違いがあるというのは今まで申し上げたとおりであります。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 この該当、誰が対象になるかというのは、教育委員会とは別に定めると書いてあるさかいに我々はわからないんです。きょう、この2ページの資料で就学援助申請の援助の対象となる方、これを適用していますという説明があったので、これが基準だろうというふうに解釈しているんですね。ですから、こういう基準を明確に出しておけば、そんな1,000万円の所得、収入がある人が出してくるはずがないと僕は思うんですけど。だったら、この募集要領自体を書き直さなアカン、そんな人を出してくるんだったら。だから、僕はこれに援助の対象になる方が毎年60人ほど申請をしてこられて、しかし、40人枠があったゆえに、20人ほどが漏れていたというふうに見るんですかというお尋ねをしたので、そうじゃないんだったら、実際はどのくらいが対象だったんですかということをお聞かせください。議案の説明では、ほんのわずかの人が漏れていたので枠を撤廃したいという説明やったんです。それをちょっと正確に説明をいただきたいと思います。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 済みません。また重ねてになるんですけども、まず、選考に当たっては、非課税、従前からなんですけれども、非課税世帯、そして。

- ・委員 それは何、住民税、所得税、両方。
- ・委員 市民税。

橋本教育総務課長 はい。その次に、所得割の非課税の世帯。2ページの援助の対象となっておられる方のこのア、イ、ウ、エというのがまず優先に、アから優先になってくるわけなんです。

橋本教育総務課長 これは小学生に対する就学援助申請の手続の書類であります。そして、この宍粟市奨学金の受給対象となる方についても、この基準、援助の対象となる方のこのア、イ、ウ、エの基準を用いて選考を行っております。どれが、どなたから優先するかというと、上から順番にということで、最後のエの職業及び収入等が不安定な方というのは、それぞれ御家庭の判断がありまして、今所得が多い方も実際は子どもにぎょうさんかかるので出すとかというのが現実問題としてありますので、所得が多い方であるということも事実あります。ただ、そのおうちにとっては子どもにかかる費用は多額にかかるので、宍粟奨学金の申請をしたいということで申請をされるという方もいらっしゃるって、そういう方も含めて61名、60名とかいう人数が申請をいただいております。

榎橋委員長 神吉委員。

神吉委員 わかる説明をいただいたので、さらにわからなくなったのが、申請をいただいた方全員に受給を受けられるという説明になるかと思うんです。6万円を受けられる方が40名だったのを、人数撤廃でしたか、ということは、年収1,000万円で、子どもにぎょうさん金がかかるで、わしも申請しようかなと思った方も対象者になるということに聞こえたんですが、正しいですか。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 エの職業及び収入等が不安定な方というのはどういうふうに捉えるかというのがそれぞれそのときの時勢であったり、経済観念であったり、そのおうちの考え方にもよると思いますが、宍粟市では、そこでは1.5という係数というのを生活保護基準係数に対する所得の係数なんですけども、それを1.5というふうに捉えて選考をいたしますので、申請された方全員が奨学金の対象になるということはございません。

榎橋委員長 林委員。

林委員 ややこしいこと言わんと、簡単に説明せんと、やっぱり生活、経済的理由により支援が必要な方ということで、今度は40人枠が撤廃されたやね。そういう中で、基準、支給基準をきっちり決めておかんと、そんなら就学援助費と一緒にですというわけにいかんと思うんや、高校の場合。運営も一緒じゃないかと言いつたけども、そういうわけじゃないで、何人家族だったら、所得が何ぼ以下とかいうきっちりしたものでしとかんと、今度は人数がないんだから、だから、ええかげんな基準を設けておいたら、全部支給せんらんようになるので、そこをきちっと、その表をここには募集要領には書いていないけども、きちっとしたものをして、それで、半々にしますとか、そういうことと、6万円の根拠、最初の3ページの右側の制服とか、あんな資料つけることがややこしい話になるんや。最初から、各市町の給付型の奨学金一覧、これをつけとったらちょっと宍粟市、これから見たら少ないんやけども、今まで5万円やったので6万円にしますというような説明をせんさかいにややこしいことになるんや。余計なものを出したり、出さんとあかんものを出しとらんさかいに、いろいろとあるので、この基準はきちっとつくって、それに該当せんものはあきませんよということにしとかんと困るで。今度は40人枠でないんやさかいにということですよ。

榎橋委員長 前田次長。

前田教育部次長 今意見をいただいたことにつきまして、この募集要項等にはそういうふうに提示させていただいて、具体的にやはりわかりやすいような所得も入れ

て提示をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

浅田副委員長 榎橋委員。

榎橋委員 済みません。先ほども説明がありました、2ページなんですけど、1,000万円収入があるのに、出された方がいらっしゃるとかいつておっしゃっていただいしょう。だから、ここの数は、数字は申請に、そういう人も入れて出されるとややこしくなるんです。二十何人ももらえなかったらどうするんだらうという感じで受けとめるでしよう。こういう数字は要らないんです。実際に、本当に必要な方が何人いらっしゃって、どうだったのかというのを知りたいわけです。ですから、今後、こういうのは気をつけていただいて、二十何人もどうしたんだらうと、何でもうちよつと早く来年度になって、もうちよつと早く気がつかないだらうと思ふじゃないですか。だから、そういうのは余りこゝ思わしくない。よろしくお願ひします。

浅田副委員長 藤原部長。

藤原教育部長 確かに経済的な困窮という基準がはつきりしていなかったということがそういうまた中学校のほうも混乱を招いたということは認識しております。今回、先ほども言いましたように、この所得基準、これははつきりさせて、それ以下の方が対象ということをも明確にしたいと思ひます。それが一つの目的でもあります。本当に困っている方に使つていただけるといふ、そういう趣旨がかなうようなチラシということにさせていただきたいと思ひます。

以上です。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 支給時期なんですけれども、これは4月上旬ということになっているんですけど、12月の補正で要保護及び準要保護児童生徒援助費といふのはこれは新入学で3月早期支給ということになっているんです。ですから、大体1カ月ぐらいつられているんですけど、もうちよつと早目にはこれは支給できないものなんですか。

榎橋委員長 前田次長。

前田教育部次長 まず、決定するのにまず合格通知といふのが最低必要なんです。それがもう20日過ぎじゃないと出ないということがありますので、それが前倒しがまだできないということと、それから、家の方がお金、入学準備とかで使われるのはどつちみち3月の入学式の日といふか、合格発表のときにお金はほんまは使われているので、どちらにせよ間に合はないんです、助けようと思つたら。ということで、できるだけ早いことといふのは思つているので4月5日前後には出したいとい

うことで整理させていただいております。

榎橋委員長 ほかは。

神吉委員。

神吉委員 その申請された方が自分がもらえる対象者であるということがわかるのはいつですか。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 申請書を出していただいて、3月15日ごろには所得等の状況が調査ができますので、15日ごろには内定通知書をご方には発送し、次には合格通知書をごのときに持ってきてねということで御案内をさせていただいております。

神吉委員 わかりました。

榎橋委員長 林委員。

林委員 3月15日ごろには、所得はわからんやろう。そんなら、前年度所得でいくわけ。

橋本教育総務課長 そうです。

林委員 そんならもっと早くわかつとる。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 高等学校の受験日が3月12日で、まずそこで受験するかどうかという本人の意思及び行動がありまして、そこでもって内定をさせていただいているということで、申請自体は2月中旬で終わるんですけども、公立、私立、どちらの高校に進学されるかは、それぞれのお立場でわかりませんので、今のスケジュールとさせていただいております。

榎橋委員長 いいですか。

大畑委員。

大畑委員 ちょっとまた額のところで質問したいんですけども。

榎橋委員長 林委員。

林委員 この平成29年度の就学援助申請に書いてあるんやけど、平成29年度の申請やろう。それで、平成28年度中の所得より審査します。税のほうのほんまの所得は6月ぐらいにしか決定せんやろう。前年所得やなしに、前年度の所得の、前々年度じゃないとこのときにはっきりしとらんやろう、おかしいん違うか、説明が違うわ、どうなんですか。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 済みません。この後の予算の審議、この後、その前にもいただ

いた就学援助費の3月支給のことをその前に審議をいただいたわけなんですけども、確かに、3月支給をするためには、その前年度の所得は決定しておらず、平成28年度所得でもって審査をさせていただきます。そして、その上で、4月以降になりましたら、6月ごろなんですけれども、所得が決定しますので、その時点でもう一度就学援助申請者については本審査を行い、もし、その時点で所得等がふえておれば。

榎橋委員長 前田次長。

前田教育部次長 この2ページの資料は、これは就学援助のやつなので、奨学金のやつじゃないんです。それで、今度つける場合は、これに準じたやつで、その年度の平成28年度でいかざるを得ないとは思っています。

林委員 そうや、その所得の、前々年度の所得やな。

前田教育部次長 そうなります。平成28年度のになってしまいます。

大畑委員 それと、橋本課長、さっきの3月に支給する就学援助の話、えらい話が変わるところへいったけど、平成29年度でもし該当していなかったらどうするんですか、支給していて。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 委員が言われることも想定の中でありまして、入学時の支給は、すると。その後、所得が決定した後、所得オーバー、オーバーというか、ふえておって、対象でない場合は、それ以降の支給についてはもう行いません。入学時のみ支給するというので、その所得の決定を待って。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 額のところで、今市内3校なんですけど、特別支援学校なんかは把握できていませんか。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 ちょっと特別支援学校の係る費用については把握はしておりません。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それと、済みません、続けて、論点のところを出していたんやけど、実際に高等学校、高1でもいいです、3年間といたらちょっと大変だと思うけど、高1年間にかかる費用というのはどのくらいかというのをつかんでおられますか。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 これは全国的な平均ということで調べた結果であります。授業料は、ほとんどが免除されるということで、授業料を抜きまして、修学旅行の積み立てと

か、学校納付金、また、中学の費用合わせまして約23万円ほどかかるのではないかと、そういうデータがありましたので報告させていただきます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 私も見たんですけど、今部長がおっしゃったのは、学校の教育費の年間やね。高校に行きますと、それ以外にいろいろかかるじゃないですか。学校外のいろんな文化活動とか、スポーツの部活とかいろんなのがあるから、そういうのも入ると大体1年生で44万円ぐらいかかる。そうですね。だから、そういう、それが3年間、ちょっとずつ減りますけど、3年間かかるから、120万円近く要るそうなんです。それに一番最初のスタートの6万円を見ようという話だけど、それがちょっと制度設計としては非常に小さいんじゃないかなというふうに思って、その辺についての考えは何かないですか。どういうことでこの当初の、これまでも5万円が決まっていたのかというような。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 18年にこの奨学金制度が制定されたわけですけども、その当時の5万円というのも確かに入学中にかかるような費用を参考にしたということでは残念ながら我々は把握しておりません。ですから、今回も調べますと、かなり1年間、大畑委員が言われましたように、40万円以上かかるということは認識しておりますけれども、その中をこの奨学金、特に、一番出費のある入学時に支援したいということで、額としては6万円というのは少ないかもそれませんが、5万円との整合ということを考えて6万円ということを出させていただきました。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっともともとの経緯をずっと同僚議員に調べてもらったんですけど、もともと一宮とか、山崎とか、合併前の制度なんかは月額で支給額が決まっていて、もちろん人数は非常に少ないですけど、対象者は。成績のほうを重視していたというのもあるんですけど、年間やっぱり30万クラスの給付型を決めておられたという経緯もあって、合併後になんと今のところまでせばまってしまっているんです。当時は、学業のところ非常に重視されておったかもわかりませんが、きょう部長が今後またいろいろ考えていきたいという話の中にも、今のやっぱり貧困対策とか、含めて、国の動きとかもあるから、宍粟市としてどういうふうな制度設計を目指そうとされているのか、ちょっときょうの段階で言える範囲で聞かせてもらえませんか。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 この月額といたしますか、一時金以外の給付金につきましては、市としてもまだ明確な方向としては持っておりません。確かに、高校だけではなく、大学、また、専門学校等についても定住につながるような給付金がないかということは今議論になっているところですが、必要性は市長以下、認識しておりますけれども、財政上のこと、あわせて、今の段階ではまだお答えできないという著明なところであります。

榎橋委員長 いいですか。

では、継続調査事項の関係に移りたいと思います。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 ほかはないでしょうか。いいですか。

それでは、長時間になりましてありがとうございます。予算決算常任委員会文教民生分科会、そして、文教民生常任委員会の教育部の審査をこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたしまして、4時30分再開いたします。

午後 4時19分休憩

---

午後 4時30分再開

榎橋委員長 続きまして、第78回宍粟市議会定例会付託案件の審査の採決を行っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

まずは、健康福祉部、第110号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを協議したいと思っておりますけれども、自由討議でもしあれば言ってください。

山下委員。

山下委員 最初からずっと言い続けてきているんですけども、やはり今地域密着型のサービスを充実させて、それで、地域包括ケアをつくっていこうというすごくほんまに実現が大丈夫なのかなと思うような計画をしている最中、こういった手数料及び更新時の手数料等を新たに設けるということは非常に安い報酬で、特に総合事業なんかは本当の報酬よりもっと8割ぐらいの報酬でされている事業者にとって大きな負担になるのではないかと。特に、そういった事業者は、その事業者にそこに就労されている人たちも非常に多くて、働く場所の提供というところでも大きな役割を果たしておられるので、ぜひとも続けてもらいたいし、これからもふえてい

ってもらいたいところがあるので、今回のこの手数料条例は改正に対してはちょっと賛成できないなというふうに感じております。私はそういうふうに思いました。

榎橋委員長　　どんどんほかにありますか。

今井委員　　全然わからへん、討論と討議の違いがわからへん。まあ、ええですわ。

大畑委員　　討論は賛成、反対ということを明らかにして言うんです、討論はね。自由討議というのはちょっと論点なんかを整理して、お互いにどう思われますかみたいな感じで、相手の言い分も聞きながら討論するというのが自由討議なので、深める必要がある。いいですか、私。

榎橋委員長　　どうぞ、大畑委員。

大畑委員　　僕もいろいろ迷ったんです。それで、きょうも質疑する中で、今までずっととらずにきながら、要は、事業所整備していくためにとらずにするんだと言いながら、この平成30年からとるという、そこでの判断は何だったのかというあたりを聞いてみたんですけど、明確な回答というふうに思えなかったんですが、やっぱり一つは近隣がもう既にとるという状況が生まれていることと、それから、もともと介護保険事業なんか今、要は事業所としてやるわけですから、特定の営利でやっている事業に対して、市役所が職員がかかわって、いろんな業務をするということに対しては、対価が必要になると思うんです。ただでするわけにいかんと思う。市民全体に対してのサービスは当然無料でしていかなあかんけど、特定の事業に対しては、こんなサービスについては受益の範囲で差をつけなあかんと思うので、やっぱり手数料は僕は当然必要になるんじゃないかなというふうには思ってここまで引っ張ってきたんやから、もう平成30年でやむを得んのかなというふうに思ったんですけど。

榎橋委員長　　どうぞ。

浅田副委員長　　時期及び額については妥当かなと思います。それで、額については今まで県で指定、審査していたことやし、時期について、今度平成30年4月1日で施行の部分がありますので、例えば、事業所をもっとふやそうとして、1年延ばそう、2年延ばそう、そこまでその判断は非常に難しいと思います。だから、時期的には今度A、B、C、Dの一番最後のような平成26年改正で平成30年施行ということで、一つのタイミングとしてはこの時期かなというふうには思います。

それと、当然これは何ぼ福祉施設、事業所であったとしても、これは必要経費の部分ですので、これはきっちり必要な部分については支払ってもらうというのがこれは基本的な部分だと思います。

以上です。

榎橋委員長 ほかにありますか。

林委員 基本、数見たら県から移譲をずっとした、段階的に、全体で81件あったわ、宍粟市で。これは指定を市が指定するといったらかなりの事務量があるんじゃない、実際のことを言うとな。今までは県がほとんど一緒やったで、県に任せていたけど、それ以外に監督せんならんやろう、指定して。かなり事務量がふえるということもあるんやけども、そのシステムどういう人にあれ、60万、そういうこともあって、財源的なこともあるんじゃないかと思うんやけど、まだまだ今からまた移譲してくるわけやな。平成30年度、時期は30年で一回ぼんとふえるでええと思うんやけども。しゃあないんと違うかな。

榎橋委員長 ぱっと見たら高いかなと思うんですけど。

今井委員。

今井委員 今まで大体のところは県が出しておったんがほとんどやということなので、宍粟市はないとか言うてそれで事業がそれを一つの売りみたいなの、でもなって、効果があったらそれはそれでもええかもしれへんけど、しゃあないかなというところですね。

浅田副委員長 そこじゃなしに需要の部分だと思いますよ、何ぼ審査手数料がただですよというたって、こうへんもん。

大畑委員 そこで成り立つかどうか、事業がね。山下委員、負担がかかるというふうに思っているんやけど、この最初の申請、更新は6年ぐらいやさかいに、最初の6年間の中の2万円とか、1万円というのはゼロが一番いいんだけど、そんなに大きな負担にもならないんじゃないかなと思ったりするんやけど。むしろ今、林委員が言われたように、それだけの権限が今度市にかかってくると。だから、しっかりとることによってそういう市がしっかりと監督している権限も持っていくというほうがいいかもしれない。

山下委員 介護保険が始まってから、市なり、町なりの事業だったものが民間へ、民間へということで、究極自助、共助とか言うてやらされてきているねんけど、本来、憲法とか考えた場合、こういった市民の介護等、命を守るようなことは市に責任があるんじゃないかなというふうに思って、それで、そういった介護を担う施設、特に総合事業なんかになってきたら、市の指定で何遍も言うけど、報酬はほんまに安い中、頑張ってくれとってのところが多いので、新たな負担はちょっと考えるべきじゃないかなと思ったんです。

今井委員 確かにね、そんなこと言いよったら全部そうやでね。食肉販売業とかさ、もう5万円とかぼんとかかかってきますからね。もうこんな国がせなあかんやろうとかと。

榎橋委員長 では、採決とります。

それでは、110号議案、宍粟市手数料条例。

大畑委員 討論。

榎橋委員長 討論ありますか。

山下委員 討論は今さっきので、今先ほど言わせていただいた理由により、ちょっと賛成はできないとどうしても思いました。

榎橋委員長 賛成討論は。

浅田副委員長 当然、事務移譲の関係も含めて、時期が来たしても、これは妥当だというふうなあれしますので賛成です。

林委員 事業をしようと思って手を挙げて申請しているわけで、もし全然そういうふうなものなかったら当然公営でせんならんさかいに、手を挙げて申請しているんやったらの手数料やから、特定の人利益になる部分だけ手数料とか負担金を取る。全員かかることやったら無料でええやん。やっぱり介護報酬もろて、介護保険から出すんやろうな。やっぱり一応事業やし、しゃあない。賛成します。

榎橋委員長 それでは、採決をします。よろしいでしょうか。

この議案に賛成の方、ありがとうございます。

( 挙 手 多 数 )

榎橋委員長 ありがとうございます。

可決と決しました。

続きまして、教育委員会、第112号議案、宍粟市奨学金支給条例の一部改正について、自由討議を行います。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 本当に抜本的に奨学金の支給を考えていかなあかん、教育部のそれはそういう認識なので、そのことはまた今後委員会の中で議論していきたいと思いますが、今回の提案については、やっぱりどこかに5,000円ぐらいかかっているのに、6万円という、皆さん、どう思いますか。何でこんな中途半端な提案してくるんやと言うとるんやけど、淡路なんか10万円でしょう、入学金について。そういう資料もわざわざ出しておいて、それで6万円どないかしてくださいというて、何でやねんと言いたいけど。

浅田副委員長　ただ、6万円、例えば、6万5,000円になったら浮いてくるなという部分が、何に対して必要とするかというのが根本的なところがあると思うんです。ただ、それが今は制服、体操服、かばんというような一応目安としてそこを持っているだけという話だから、全体像の中でそんならどれだけ見るんかということになってくると思うので、だから、額のことを言うたら、本当に切りがないような状況かなと、額を論議すると。そうやで、ここの今のきょうのそこのいわゆる服、かばんだけを見てとるのか、どうかという議論にもなってこうへんかなと思う、額を見とったら。そうやから、言葉を今回入学の支度ではほかのこと、いろんな経費も要るだろうけども、全部よう見んという観点からその一部を支給するということで6万円、これもいたし方ないかなと。ただ、就学に対する全体的な支援のあり方というのは、これはまた別議論すべきかなと。国が今からどういうふうな施策を打ち出してくるか、高校就学の部分、既にある部分も含めて、また今後どういうふうになってくるかと、見きわめまで一緒に見ながら市独自施策が必要ならばそこでどう制度設計するのか、それはちょっと議論別に分けて今回のいろいろ額の部分があって、そんなら、6万円がいい、そんなら6万5,000円のほうがいいのか、その根拠は何かということにもなってくるだろうし、いたし方ないのかなという気はしとるんですけど。

榎橋委員長　神吉委員。

神吉委員　奨学金の用途というのをちょっと調べてみましたら、宍粟市の、制服代を援助しましょうということではないことなんです。入学する際に、出してあげるよという漠然とした祝い金のような奨学金なので、しかも、返済する必要ないということで、市民税非課税の人に渡してあげる分なので、5万円という根拠も6万円という根拠もないはずなんです。ほかのところを見ると、大畑委員が言われたように10万円のところもある。さらにそのときに資料として出てきたものが6万5,000円の制服を買うために6万円ぐらいを援助してあげましょうかというような、そういう意味合いの資料で、それで、何で6万円に賛成したんやと、私らが、私は言われるはずなんです。その資料見て、何で7万2,000円と6万円に賛成したんやと。説明の内容から受けることに対して、僕は金額的な問題で6万円に賛成するのはちょっと自分に対して許しがたいですね。金額の増額とかいうものが望まれるんじゃないかと思います。

榎橋委員長　今井委員。

今井委員　そもそもここで議案説明があったときに、最初から言われてたのが3校

平均が六万四千何ぼやったんですと。それで今5万円を6万円にしますという話やったんです、そもそもが。それで、会派で寄ったときに、6万4,000円要るのに何で6万円やねんという話がまず最初にぼんとでてきたんやで。それで、会派としてもこれは何で6万円なんですかという、それはまたさせてもらっとるんですけども、僕は個人的に思うのは、ここで皆さんが、いや、6万円じゃなしに7万円にせえというて、助成金出そうやというてまとまったら僕は賛成しますけども、基本的には、ここでとりあえず5万円、6万円とかというよりも、はっきり言うて、さっきも出ていた資料を見ていたら、やっぱりほかの市町村よりは少ないですやん。10万円のところがあれば、やっぱり月額渡しているところも合計したらやっぱり6万円よりは多いところばかりやから、だから、そういう意味では、やっぱりこれから宍粟市にちょっとでも若い子に来てもらおうと思ったら、よそよりはええことしておけよという、それも自治体間競争でほんまに切りがないところもあるんですけど、だけど、それは確かにああいう貧困家庭といったらあれやけど、そういうところだけの対象じゃないことも考えなあかんことも含めて、やっぱり制度的にこれだええんかという、最初に渡すだけでほんまにええんだらうかとか、もうちょっとやっぱりトータル的に小中高校生なんかの支援をどうしていくべきなのかという、そういうことを大きな意味で考えていくことをしていく。具体的にじゃあ、どこでどういうふうにしたらええんかというのはちょっとよくわからへんですけども、ちょっとそれはある程度早急にしていかなあかんのと違うかなと。その辺を担保してもらえらば、とりあえず今回は6万円というところでもええかなというのは僕は思いますけど。

榎橋委員長 私としては、今まで40人の枠があったのが、その枠を、非課税の何ぼとかいろいろあるじゃないですか、収入だの。その枠を全部その方たちに40人の枠を外して支給ができるようであるならば、不公平さがなくなったことが一つですので、今回のこの5万円が6万円になって、6万4,130円平均だとおっしゃるんですけども、6万円にして、今後、その先、大畑委員がおっしゃっているように、全体的の奨学金の考え方、それを改革して行って、移住者とか定住者をふやす方向性で考えていくべきものかなと思っているので、今回のこの議案に対しては、とりあえずいいかなと思います。

山下委員。

山下委員 私も今回は、引き上げということだったのはいいんですけども、この給付型奨学金といいながら、入学当初の制服とか、必ず必要なものを買う、購入す

る分のみということで、実際に幾ら要るかまで調べておきながら、そのお金よりも低い金額でというのがちょっと不思議な感じになりました。例えば、これだけ要るんだったら、やっぱり7万円は出そうとか、考えるべきなのになぜなのかなというふうに思いましたし、今後、各市町村の高等学校の給付型奨学金一覧というのをもらったら、やっぱりもっと低いところのほんま数少ない、宍粟市より低いところは数少なく、ほとんどは月額で出しているような状態ですけれども、高等学校の無償化とかが始まって、30人、3分の2は併給をしていないとかというようなお話でありましたけれども、3分の1は併給しているわけですから、その辺もいろいろと今後どういう状況なのかとか、調査、研究していく必要性というのものもあると感じております。

榎橋委員長 ほかに。

林委員。

林委員 きょうは議論にするべきじゃなかったけど、大体奨学金の目的がずっと書いてあるんです。目的自体が、つくったときは就学援助費の関係でそういう入学とかあったときに、学用品とか、そういうものを支給しとったので、高校にもそんなら入学時にはしようかという発想からできとったんじゃないかと思うんです、前は。そのかわり奨学金という意味だけでも、ほんまはその一時金やな。それで、教育委員会全体のあれじゃないけど、課長が提案している、課長がそういう入学費の費用にあてとったと、そういうことにつくということで早目に指示を出したんやけど、ほんまは奨学金じゃないもん。あの資料を出したのがおかしいねん。あんなことで説明したんが、それで追加で出した県内の奨学金状況、あれを最初から出すべきやったんや。そんなら失敗じゃないけどという話になっとったんやけども、その目的と実際の支給しとるところと違っているというところがあって、そこらから考えてもらうためには、次は、もっと上げろという話になると思う。せめて、きょうの引き上げの中で、県内の支給額のまん中程度くらいというものが今後の委員会の議論になってこようかと思う。そういうことで、また進めたらええかと思うけども、とりあえず今回は、6万円でも一番少ないけども、6万円のところもあったでな、一覧表の中で月額5,000円いうて。

大畑委員 月額、これは3年間です。

林委員 いやいや、県内。

大畑委員 県内。

林委員 いや、きょうの。

大畑委員 きょうのやつ。

林委員 きょうのやつ、追加資料にあるやろう。

大畑委員 追加資料に載っている。3年間。

林委員 3年間にしろ、月額5,000円があって。次、もっと上げると。

今井委員 そういうのを何というんですか、附帯決議とか何か言うんですか。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 先ほど林委員が言われた、合併してからそういう考え方に変わってきたんだと思うんやけど、旧一宮町の奨学金条例、これが合併のときに廃止になるんやけど、このときは、奨学金の額は通常課程の人に在学する生徒1人当たり1万円。定時制課程については1人当たり6,000円と、在学中3年間、月額で払っているんです。だから、1万円の人やったら、年間、3年間で36万円当たっているわけです。こういうものをさっき言われたように、合併したときに、もう就学準備金みたいな形に合わそうやということに変わっていった。ちょっと額がぐっとせこくなってきとるんやね。やっぱりこれが今回見直す必要が来とるんと違うかなと思うんだけど。

林委員 奨学金なんか月額5,000円の上限額がずっと3年間ごとにあれや、3倍になるんか、6万円にしたらやで、という話が今度委員会として持っていかなとあかん、額も上げて。今回は提案されとるでな、否決か、修正か、どっちかになってくるけど、まあ一旦はこれで通しておいて、目的どおりやれやと。きょうみんなよくわかったんやで、次回からは、次からはそういうことで、もうちょっと上げるといような話でまた来年話したらええやんと思うけど。

今井委員 だから、そういうことをどういうふうにちょっと僕は議会のシステマ的なことはよくわからへんから、附帯決議として出すのか、どういうふうにして、やっぱりでもそれは表明はしておかなあかんと思うんです。今回はそれで賛成はするけど、やっぱりちょっとほかの他市町と比べたら、ちょっと余りにも見劣りするのではないかというわけで。

林委員 附帯決議まで行かなくても、意見としてつけ加えるのは構わんけん。

今井委員 その辺の方法がよくわからん。

林委員 目的とな、実際のあれとは運用と違ってる。

大畑委員 委員会の意見としてそういうふうで、今言われた趣旨のことを入れてもらうたら。ほんまは附帯ぐらいつけてもらいたいけど。

林委員 拘束力がないでの。

大畑委員 拘束力。

浅田副委員長 意見で、奨学金の制度のほうのあり方でという。

榎橋委員長 自由討議はもういい。

じゃあ、討論はありますか。討論、反対討論、賛成討論。

大畑委員 そこへいくまでに、その意見をそういうことで。

浅田副委員長 要は、今の提案で賛成するけども。

神吉委員 今の流れで賛成です。

榎橋委員長 意見としてこういうふうにあげる。

神吉委員 意見として、そういう制度の。

榎橋委員長 見直しを、奨学金。

大畑委員 具体的に言ったほうがいいと思います。

事務局 修正があったら、討論の前までをお願いします。

大畑委員 私も委員会で一致できたら、修正案をしようかなと思ったんですけど、もう今いろいろ意見が出て6万5,000円、7万円出していったって、そんなところに力を入れるんじゃないくて、やっぱりこの制度自体抜本的に見直していくという方向できちっと意見反映ができるほうが値打ちがあるかなと思うので、修正案はもう出しません。ですから。

林委員 根拠がないから。

大畑委員 そうなんです、根拠がない。もう一回奨学金そのものをとり直していく時期があるんだろうと。それから、この定住のこともありますし、それから、3校の学校を守っていくという意味でも、やっぱり地元の人たちがちゃんと公立高校に通えるように充実させていく必要があるんじゃないかといろいろ思うので、抜本的な見直しを求めるぐらいで。

榎橋委員長 討論はありますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 なし、いいですか。

それでは、採決に移りたいと思います。

第112号議案、宍粟市奨学金支給条例の一部改正について、賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致ですね。可決いたしました。ありがとうございます。

午後 5時08分休憩

午後 5時10分再開

その他協議

- ・次回委員会の開催について

12月19日（火）9時30分から、障害福祉計画、老人福祉計画、教育振興基本計画について

- ・1月委員会の開催について

平成30年1月11日（木） 午前9時00分から

閉会

浅田副委員長 長時間になりましたが、御苦労さまでした。これで委員会を終了します。

（午後 5時29分 閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会文教民生常任委員会 委員長 榎 橋 美恵子

平成29年度予算決算常任委員会第5回文教民生分科会会議録

日 時 平成29年12月6日(水曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 12月6日 午前10時35分

次 第

第78回穴粟市議会定例会付託案件審査

1. 審査事項

(健康福祉部)

第115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

第116号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

第117号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)

(市民生活部)

第115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

(教育部)

第115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

第78回穴粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

出席委員

委員長	榎 橋 美恵子	副委員長	浅 田 雅 昭
委員	宮 元 裕 祐	委員	山 下 由 美
”	今 井 和 夫	”	神 吉 正 男
”	大 畑 利 明	”	林 克 治
議長	実 友 勉		

出席説明員

(健康福祉部)

健康福祉部長	世 良 智	健康福祉部次長	津 村 裕 二
健康福祉部次長兼障害福祉課長	水 口 浩 也	健康福祉部次長兼千種診療所事務長	大 谷 奈 雅 子

社会福祉課長 木原伸司  
介護福祉課副課長兼介護保険課長兼地域包括ケアセンター所長 小椋憲樹  
保健福祉課副課長 堀秀亘

介護福祉課長 谷林眞寿美  
保健福祉課長 中野典子

(市民生活部)

市民生活部長 小田保志  
市民生活部次長 澤田志保  
市民課副課長 梶原昭一  
債権回収課長 石垣貴英  
環境課副課長 西岡公敬

市民生活部次長 垣尾誠  
市民生活部次長兼稅務課長 森本和人  
稅務課副課長 朱山和成  
環境課長 宮田隆広

(教育部)

教育部長 藤原卓郎  
教育部次長 田路正幸  
学校教育課長 山本哲史  
施設整備課長 西林文隆  
社会教育文化財課副課長兼社会教育文化財係長 原真弓

教育部次長 前田正人  
教育総務課長 橋本徹  
こども未来課長 中尾善弘  
社会教育文化財課長兼歴史資料館長 藤井康明  
山崎給食センター所長 池本雅彦

事務局

主 幹 清水圭子

(午前10時35分 開会)

榎橋委員長 皆様、こんにちは、よろしくお願ひいたします。休憩を解き、委員会を再開させていただきます。予算決算常任委員会、文教民生分科会のほうを始めたいと思います。

健康福祉部の審査を行ってまいりたいと思います。

まずは、第115号から117号議案に關しましての審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

部局のほうから。

○津村健康福祉部次長 失礼いたします。予算決算常任委員会の分科会ということで、こちら側の資料をごらんいただきたいと思います。

内容は、補正予算なんですけれども、まず、1ページですが、障害福祉課関係でございます。内容といたしましては、障害者総合支援費並びに福祉費における障害者福祉サービス費の増を見込みまして、それに伴う財源と合わせて補正をさせていただきたいということでございます。

2ページにつきましては、これは介護福祉課関係です。民生費における福祉資格取得助成金、本年度は西播磨の連携事業として取り組んでおりますけれども、これも当初想定より申し込みがふえる見込みでございまして、その分の補正予算をお願いしたいということと、次に、先月11月に定期巡回サービス事業の参入促進の補助事業が県のほうで、兵庫県のほうで始まっております。これに随件して、市町も事業化を行うということで、この1月1日施行で事業開始を行うこととしております。それに伴う補正予算をお願いしたいということでございます。

その次に、介護支援事業への特別会計繰出金につきましては、次のページになりますので、そちら側で説明をさせていただきます。

3ページは、一宮保健福祉センターにおける維持管理費としてちょっと燃料代が不足ぎみということでございまして、補正をさせていただきたいということです。

それから、4ページ、5ページが介護保険事業特別会計の関係でございます。まず、大きなものとして、4ページの国庫支出金の財政調整交付金、これが年度の当初見込みより減額になりそうということで、減額の補正をさせていただきたいと思います。これに伴いまして、歳出側の財源の変更等が生じております。

それと、歳出側では、特に居宅介護サービス費が伸びてございまして、これも当初予算から見ると不足ぎみということで補正をさせていただきたいということと、5ページの中ほどにございまして、高齢者通いの場づくり事業、これにつま

しても、先月の11月の委員会資料にもつけておりますけれども、高齢者の通いの場づくり事業、従前のポイント事業にかわるものとして、そういった会場に対する運営事業費への助成というふうな仕組みをつくりました。その関係の補正と、それと合わせて、事業自体は本年度当初から進めておりますけれども、それに対する講師派遣の謝礼等でございますけれども、これは、実際、市役所職員等の派遣を行うことによって、減額の見込みということで、それを合わせてさせていただいております。あと基金等の減額等につきましては、これも合わせて調整交付金の組みかえによる歳出側の変更というふうなことになってまいります。

以上が大体の概要でございます。

榎橋委員長 説明、以上ですね。

それでは、大畑委員。

大畑委員 1ページの障がい者の総合支援費と障害者福祉費の補正額についての説明を求めたかったんですが、今ありましたように、要因としては、新規の施設整備という両方あるんですが、これがどこなのかちょっと教えていただきたいんです。

それと、その新規による定員とか利用の増加なのか、それ以外の要因なのか、その辺をちょっと教えてください。

榎橋委員長 水口次長。

- 水口健康福祉部次長兼障害福祉課長 歳出側の分で、まず、就労A、Bというところのほうに書いております、主な補正理由ということで、療養介護、共同生活援助等々ということでしております。新設と申し上げておりますのは、療養介護施設のところでございます。これは、市外施設でございますけれども、姫路のほうで新しくできましたところに、日中の療養プラス居住というような形の施設がふえたので、そちらのほうに今年新しく3名の利用がふえたということで、その分が当初見込んでおります分に反映なくふえてきた、そういったところでございます。

あと、グループホーム等につきましても、昨年、平成28年に開設したところがございまして、ある程度予算では見込んでおったんですけれども、その辺の利用がフル稼働といたしますか、入られたということで、少し見込みがふえてきた。あるいは、就労A、Bにつきましても、はりまっこさんですけれども、AとBがそれぞれ5名の定員がふえてまいりました。そういった関係で、当初予算に持ってありました以上の歳出のほうに反映が出てきたということで、影響が出てきたということで増加ということにさせていただいております。

また、児童のほうにつきましても、これも平成28年にひなたぼっこがございまして、

児童相談支援、あるいは、発達支援、デイサービスということで活動いただいているんですけども、新設と書いているんですけど、新設自体は平成28年度中でございます。そういった利用のほうも加味した中で、当初予算を持っていたんですけども、非常にこの時代の流れといいますか、児童の関係につきましては、早期の対応をするという方向が非常に強まっておりますので、こちらが見ている以上に利用のほう伸びてきたということで、補正のほうをさせていただくということでございます。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。ちょっと単位が何千万で、その平成29年度の新施設だったらわかるんですけど、平成28年度分でそういうふうになるというのは当初が予算もしっかり審議していないのが悪いかもわからんけど、どういうふうに見込んでいるんですか、そういうやつは。これだけ途中でふえるという、ちょっとよくわからないんですけど。

榎橋委員長 水口次長。

- 水口健康福祉部次長兼障害福祉課長 当初予算等につきましては、例年10月、11月ぐらいに見込みするというので、昨年ですと、平成28年度の動向を見ながら、上半期分の利用状況、あるいは、そういったものを踏まえた形での分、あるいは、さっき言いましたような年度中の新規事業所が開設とかいうところは把握する中でこれぐらいふえるのかなという見込みも立てているんですけども、やはり伸びが見込めている以上に伸びたというのと、就労の関係のA、Bですと、平成29年度に増員というような形の変更もされましたので、少しそういったあたりのところがこちらの情報も十分でなかったというのも原因かなと思っております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 特に児童のほう、放課後デイなんていうのは、実際の運営されているところに影響が出ていないのかどうか、そういうところは、それはいかがですか。この時期の補正ですので、待ったがかかったりしていることはないんですか、そういうことですね。

榎橋委員長 水口次長。

- 水口健康福祉部次長兼障害福祉課長 支払いのほうにつきましては、当然、全体の予算で、まだ給付的にも1月おくれとかですと正規にお支払いができております

ので、これにつきましては問題ございません。支払い方法としましても、国保連合会というところが請求によって給付されますので、うちがそこに納めていくという形ですので、うちがおくれたらぐあい悪いんですけども、後追いという形で納めておりますので、それぞれ施設のところで給付の請求額がこないというような、そういった事態はございません。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません。2ページなんですけども、先ほど老人福祉費の定期巡回サービスという話がありましたけど、ちょっと内容を十分理解していないので、どういう事業なのかをちょっと教えてください。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 このサービスは、簡単に説明させてもらいますけども、定期的に、あるいは、緊急時とか、随時必要に応じて訪問介護員、ヘルパーさんと訪問看護師さんが必要に応じてサービスを提供するというものです。ヘルパーの事業所と、それから、訪問看護ステーションの事業所が今回宍粟市にできますという事業所につきましては、別々の事業所なんですけど、そちらが連携をとってサービスを提供していくというものです。そこに対する人件費の一部助成ということで、今回あげさせていただきます。現在、宍粟市で、1事業所、準備中で、予定では1月から事業を開始するというので、上限35万円の補助なのですが、それを3カ月分ということで105万円計上させていただきました。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと巡回で何をヘルパーさんとか、訪問看護事業所が何をやっていて、その補助金の制度の意味がわからない。県の制度、随伴でということなんでしょう。何を狙っているものなのかちょっとよくわかっていないので、ちょっとその辺を教えてください。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 在宅で療養されている、ケアを受けている方でも、だんだん重度になってくると、本当に緊急的に体調が悪くなったりとかいうこともある中で、まずは、ヘルパーさんの身体介護とか、療養所の身体介護的なお世話、それから、看護師さんのいわゆる療養所の介護とか、診療の補助というあたりが在宅で生活されている中では時間を問わず必要というような方がいらっしゃいます。その中で、大体計画的にこの時間帯にはヘルパーさん、この時間帯には訪問看護師さんと

かというようなプランに基づいて今は別々の事業所でやっているんですけども、これらが一体的に提供されることで、より医療と介護が連携をして、必要に応じて訪問介護サービスの身体介護とか、看護師さんの訪問看護サービスが提供されることで、夜間、深夜、早朝を問わず提供されるということで、より重度の方でも在宅での介護が可能になるのではないかとということで導入されているサービスになります。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 何となくですけども。本来そういうサービスというのは、介護保険の生活支援の中のサービスとか、そういう中のメニューとしてあるものじゃないかと思ったんですが、そうじゃなくて、独自にまたそういうメニューをつくって、補助金で執行していこうということなんですね。その辺がちょっと介護保険制度とのどういさび分けをしたのかわからないんですけど。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 済みません、説明不足でした。この定期巡回随時対応型訪問介護看護というのは、地域密着型のサービスの一つとして、以前より介護サービスの1種類としてはありました。もちろん委員がおっしゃるように、ヘルパーさんの事業所、訪問看護師の事業所が連携をとって、現在も定期巡回ではなく、訪問看護サービス、訪問介護サービスが連携をとってサービス提供はしておりますが、より一体的に必要なに応じて提供するというを目的としたサービスですし、夜間とか、深夜とか、早朝の時間帯に必要なになったときも、このサービスにはオペレーターというのを24時間配置しております。24時間連絡がつくということで、要請があったときになるだけ早く、早急に余りヘルパーさんはいないです、訪問看護師さんが対応していただけるというようなことで、制度化されているサービスです。地域密着型サービスの一つの種類です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 先ほどの定期巡回サービスは、なかなか事業者参入がなくて困っておられるところやと思うんですけども、こういった一部助成を制度化することによって、今後、サービス参入が見込まれるような状況になってくる可能性が見えてくるのかどうかということをお尋ねしたいのと、それと、ちょっと障害福祉のほうへ戻るんですけども、姫路のほうに新しい事業所ができて3名利用されたというふうな説明があったんですけども、療養介護、共同生活援助、これは今まではそういった事業所がなくて、在宅におられた方が新しく3名そういったところに行

けるようになったというふうに捉えたらいいんですか、教えてください。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 済みません。一般会計で計上しておりますというのはこの定期巡回に関しましては、もちろんサービスを提供されたときは介護保険の介護報酬が事業所のほうには支払われることになっているんですけども、最初からたくさんの方があって、その事業所運営が円滑にいくかというなかなかそうはいかないだろうと、利用者さんもすぐには伸びていかないだろうということで、経営が安定するまでの3年間なんですけども、継続されるんですけども、3年間を最上として、経営安定までの補助金ということで、一般会計のほうから支出することになっております。

榎橋委員長 水口次長。

- 水口健康福祉部次長兼障害福祉課長 先ほどの分でございますが、まず、共同生活援助というのは、市内の施設でございます。平成28年中に2施設ふえまして、定員のほうは、4名、ないし、5名ということで稼働しておったんですけども、当初4名という形で動いておったのが5人にふえてきたとか、そういった意味で説明をさせていただきました。

それと、療養介護につきましては、市外のところで新しくつくられたということで、こちらのほうは新設ということになってまいります。それまでは関連の病院でありますとか、施設のほうで生活なり、医療的なサポートを受けていたんですけども、そういった新しい施設ができましたので、日中は、医療的なケアとか、機能訓練をさせていただいて、夜のほうでは生活援助といえますか、そういったことができるような入居、居住型の施設ができたということで、そのできたタイミングでうまくことそういったサービスを御利用できるようになったということでございます。

以上です。

榎橋委員長 ほかいかがですか。

- 谷林介護福祉課長 山下委員の御質問なんですけども、こういうことで今後、事業所の参入ということで説明にあったと思うんですけども、資料のほうにもありますように、県の制度に歩調を合わせてということで、こういう制度を設けたことによって、なかなかこの事業につきましても、先ほども申しましたように、当初から、開設当初からの十分な報酬というのは難しい点もあるかと思いますが、こういう制度ができたことによって新たな事業所の参入ということをして市としても期待はしておりますけれども、なかなか県下の状況を見ましても、数としては現在、県下で三十数カ所

ということ聞いておりますので、できればこういう制度をもとに新たな事業所参入ということがあればということを期待しております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません、それじゃあ、116号の介護保険事業の特別会計について質問したいと思うんですが、ポイントは何点かありまして、1つは、財政調整交付金がこれだけ減額になったのはなぜなのかということが1点と、それから、もう一点は、第7期の介護保険の利用料の説明のときに、年度末までに何千万円か取り崩していかなければいけないというお話がありましたが、今回、補正にあがっているその1,600万円というのはそれに該当するのですね。その辺が見込みとしてこれでもう間違いないのかということですね。この辺が第7期の後期の保険料を少しでも軽減するための基金として置いてほしいなというのがあるわけですが、その辺の軽減策がどういうふうになっていくのかというあたりを少し聞かせていただきたいと思います。

もう一点は、財源不足で一般会計からの繰り入れがありますけども、この辺のルール、どういう部分で繰り出し、繰り入れがされているのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。この3点お願いいたします。

榎橋委員長 小椋副課長。

- 小椋介護福祉課副課長兼介護保険係長兼地域包括支援センター所長 1点目の財政調整交付金の額が合っているかというところですが、平成29年度の当初予算では、財政調整基金に使う諸係数が確定していないというところで、平成27年度の実績をもとに算定をしておりました。平成28年度の定数が出ましたので、それに置きかえて、この時点で一旦置きかえをさせていただきたいというところが1点です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それで、その時点が違うだけなのか、内容が変わったのか、その辺ちょっとお願いしたいんです。

榎橋委員長 小椋副課長。

- 小椋介護福祉課副課長兼介護保険係長兼地域包括支援センター所長 計算の時点が違ったというところで、制度の内容については今年度は変更はありません。

大畑委員 わかりました。

- 小椋介護福祉課副課長兼介護保険係長兼地域包括支援センター所長 それから、基金のことについてですが、補正の財源で、9月補正、780万円を積むという部分を出していただきました。12月補正後の残高の見込みが、平成29年末基金残高

の見込みが2,487万3,000円という見込みを立てております。これから今後の給付金の実績にもよるわけですが、第7期計画では、保険料の軽減に残高2,000万円は見込みというところで、今の時点では見込みにしております。

それと、もう一点の繰り出しにつきましては、12月補正で307万2,000円の繰り出しをしております。繰り出しの一つは、介護給付費繰入金で、介護保険のルールに基づいて、給付費3,770万円の12.5%の472万円を繰り入れさせてもらったということと、あと事務費等繰入金につきましては、総務費で人件費の補正が30万円ありました。その部分で増になるんですが、歳入のほうでシステム改修、今年度介護保険のシステム改修をする部分の国からの補助金がありました、131万円ありましたので、差し引きの101万円あったということで、差し引きしまして307万2,000円の繰り出しということになっております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません。第7期の介護保険との関係で言いますと、負担軽減については考え方の変更はないということですか。

榎橋委員長 津村次長。

- 津村健康福祉部次長 済みません、先ほど説明をいたしましたけれども、本日、大畑委員からの請求で、この資料出させていただいていると思います。ちょっとこれが見やすい資料かなと思いますので、基本的に調整交付金といいますのは、通常、ルールに従いますと、国費が25%ということになっております。25%のうち20%はもう確定で、あとの5%を全国の自治体で後期高齢者と前期高齢者の割合の差があるので、その5%を使ってふやしたり、減らしたりというふうな仕組みになっております。それで、下側の右端の見直し後の交付基準ということで、現在、バツになっておりますけれども、前期高齢者が74歳まで、後期高齢者が75歳からの2区分で、要は、75歳以上の方が多いい市町村については手厚い調整交付金がありました。これが第7期以降、さらに細分化して3段階に分かれるということがございます。宍粟市に当てはめてみますと、この全国平均と比べますと、従前75歳以上の割合が全国より進んでおったわけですが、今後、徐々に75歳割合が全国並みに戻っていきます。逆に言いますと、全国平均が宍粟並みに上がってきます。すなわち、これによって市の調整交付金が減っていくと。今までは5%以上の調整交付金が入っていたんですが、より5%に近づいていくというふうな理屈になってまいります。従前の、今回の12月補正については従来の部分で当初見積もりに比べて平成28年度

の高齢者の割合が全国平均が確定したことによってさらに当初見込みより本年度減りそうだというふうな積算をしておりますけれども、さらにこの後の介護保険の御説明、計画の説明をさせていただきますけれども、その際にも、第7期においては、さらに調整交付金が減りそうだと。よって、介護保険料が値上がりしそうだというふうな、そのような計画になってまいります。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 後の議論には、この調整交付金に絡んで、後の議論にあるんかもわからんですけれども、そういう意味では、1号被保険者の負担がふえてくるというふうに考えられるので、できるだけ基金を残しておいてほしいという思いがあるんです。ですから、この補正でこれだけどんと使われていくと、軽減に使う基金がだんだん原資が減っていくんじゃないかということで、その辺が一般会計からの繰り入れと基金の取り崩しとそのバランスをどういうふうに考えておられるのかというあたりが今回の補正の一つのポイントにならへんのかなというふうに思ったわけです。その考え方に従来どおりなのか、今回、あとの7期をにらみながらちょっと考えたというふうにされているのか、ちょっとその辺を聞きたかったんです。

榎橋委員長 津村次長。

- 津村健康福祉部次長 いわば調整交付金といいますのは、もうほとんど国の定められたルールにのっとって計算したらこうなりましたという数字であって、市町村が努力してどうにかできる数字ではございません。要は、7期の計算の説明のときにも、後ほどさせていただきますけれども、保険料にはね返る部分で、市が何らかの操作ができる、操作といいますか、市の考え方でどうにかっていくのが新しい施設を建てるかどうかというふうな部分と、あと、今おっしゃいました、基金の繰り入れの考え方でございます。基本的に今担当副課長が申し上げましたけれども、本年度の基金残高、平成28年度末で4,000万円ほどの基金残高がありますところ、今回の予算の組みかえで、結果的に繰り入れをさせていただくんですけども、この6期は5,900円が確定しております。最終的に本年度末の残高見込みが約2,500万円の基金が残って、そのうちこの7期の今計画を策定中でございますけれども、その7期中にこの2,400万円のうち2,000万円を崩して投入しようということで、いわば2,500万円ほどのうち2,000万円ぐらいしか今のところは投入したいんですけども、投入できないというふうなことで、当然基金も基金のガツツでありますとか、前年度の決算の剰余金のうちの一定のルールに基づいた部分しか基金には積めないという

ようなことになっておりますので、これらの基金についてもじゃあ、一般会計から繰り入れして、基金にあらかじめ1億円積んでおくという話もないこともないと思うんですけども、それについては、国の指導として一般会計からの繰り入れは現に慎めというふうなことになっておりますので、この基金においても一定ルールに基づいた部分しかできにくいというふうな現状がございます。

以上でございます。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 それでは、論点整理を出させてもらっていたんですけど、高齢者通いの場づくり助成金ということで、前回の委員会でも内容というのは示していただいたんですけども、百歳体操等に1回来られたら50円で、上限5万円までみたいな形だったかなとか思われるんですけども、そもそもその助成金を介護保険料から出していくという方向についての疑問なんかですけども、介護保険料を納めておられる皆さんは、やはり専門的な介護が必要になったら、専門的な支援を受けたいと思って今現在でも受けておられるんですけども、この間の介護保険法の改正によって、そういった常識が通じなくなっているんじゃないかなというように思うんですが、市としての考え方を教えていただきたいんです。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 高齢者通いの場づくり事業と申しますのは、地域支援事業の中の総合事業、介護予防日常生活支援総合事業の一般介護予防に該当します。ですから、もちろん地域支援事業の中にある限りは、介護保険料、第1号被保険者の介護保険料等々で賄う介護保険の特会の中での事業ということになっております。確かに保険ですので、介護保険料を掛けていただいて、必要になったときに必要な介護サービスを受けていただくというものはあるんですが、この介護保険制度は、一番の基本は、介護保険制度の理念の中に介護予防ということもあります。一旦介護が必要になれば、それはもう必要なサービスを受けていただいたらいいんですが、なるだけ要介護状態にならないようにということがまず出発点にはあると思いますので、もちろん地域支援事業の中では、高齢者通いの場づくり事業を通して、介護予防というあたりの効果もこの事業の中では目的としております。それに、何より地域の高齢者の方々に介護サービスは必要でなくても、介護保険料もお支払いいただく中で、少しでもこういうサービスの中でより元気で地域の中で皆さん方と交流を持って暮らしていただく、そういう場に介護保険の特会の中からはありますが、助成金を出させて、交付するというのは介護保険法の趣旨に反するものではないと

認識しております。

榎橋委員長 ほかないですか。

浅田委員。

- 浅田副委員長 報償費と、19節の負担金補助の組みかえじゃあ、金額を見たら組みかえに見えたんじゃないけど、中身が違うんやね。要は、講師派遣は交付しましたよ、ただ、たまたま金額は一緒やけども、新たにいわゆるポイント制を継承したような場づくりへの補助を新たに創設しましたよという考え方でよろしいんですか。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 副委員長のおっしゃるように、最初は、通いの場づくりへの講師派遣の報奨費として考えていたんですが、ポイント制度も廃止になったことで、今度は個人ではなくて、こういう通いの場を運営されている団体への補助ということで必要であろうということで新たにこういう事業のほうを創設させていただきました。

- 浅田副委員長 今どのくらいあるのか、場所。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 少し変動があるかもしれませんが、11月末時点では約100会場ぐらいはあります。九十七、八かもしれませんが、100会場ぐらいはあるかと思います。それは、いきいき百歳体操教室がどうしても先行してしまいましたので、いきいき百歳体操教室イコール高齢者通いの場というイメージがあるんですけども、いき百に限らず、介護予防の体操と地域の高齢者の皆様方が、顔なじみの皆様方が交流し、楽しく過ごしていただくということが高齢者通いの場なので、その中のメニューとして今までやってこられたいきいき百歳体操を取り入れていただくという、少し視点、方向性を変えたものとして高齢者通いの場づくりへの助成金を設定しております。

- 浅田副委員長 わかりました。

榎橋委員長 ほかよろしいですか。

宮元委員。

宮元委員 済みません。いきいき百歳体操、これは体操で、健康づくりかなと思うんですけど、これをしなくておしゃべりするだけでもいいんですか、これ。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 先ほども申しましたように、なるだけ要介護状態を予防して、自分で自分のことができるような元気な高齢者をたくさんふやしていこうというの

がこの事業の趣旨の中にもありますので、メニューの一つとしては介護予防につながるような、いきいき百歳体操でなくても結構なんですけども、そういう介護予防の運動メニューは入れていただくということで条件は設定させていただいております。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 それじゃあ、介護予防の何かそういったことは、提案されるということですか。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 いきいき百歳体操じゃなくて、何かほかのことがしたいということであれば、PT、OTというセラピストの派遣とかも考えておりますので、皆さん方の御希望に添えるようなものということで、一緒に考えさせていただくという趣旨ではあります。ただ、どうしても高齢者の方なので、安全に、それから、週に1回やれば効果があるというあたりでは、市としましては、担当部局としましては、いきいき百歳体操を推奨はしたいと思いますが、ほかのメニューを希望されれば介護予防につながるメニューをセラピストと相談しながら設定はしていきたいと思っています。

榎橋委員長 117号の訪問看護事業特別会計補正予算に関しまして。

大畑委員。

大畑委員 117号ですけど、これは議会としての意見ということで聞いておいてほしいなと思うんですけど、今回は財源、組みかえだけであれですけど、議会のほうは訪問看護ステーションの充実ということを常に言っておりまして、そのためには看護師をキープしていかなあかんということなんですけど、常に看護師確保ができないためというような形が報告がされていて、一般職員の方の時間外勤務で対応するみたいな形になっとるんですけど、これでは、一向にやっぱり進んでいかないと思うので、なぜ看護師が確保できないかということをもっと真剣に原因の追求なり、把握をしてもらって、いわゆる介護のところしかないんでしょうけど、そういうことを真剣に人事当局にかけ合っていくというふうなこともやって、どうしてもこの資源が必要なんだということをもっと積極的に健康福祉部としては今の医療構想の基本方針に沿ってやっていただきたいということで、補正については何もありませんけど、そういう方向を今後も看護師確保にどうでも近づいてもらいたいという、そういう意見として聞いていただきたいということです。

榎橋委員長 お考えは。

中野課長。

○中野保健福祉課長 看護師の確保につきましては、平成30年度に向けて、1名の増員ということをご要求をしまして、募集しましたところ、訪問看護がぜひしたいという人材がございまして、4月からは訪問看護に1名の増員ができると思っております。

あと、ずっといろんな広報活動を続けておりましたので、最近になってお二人の方が週のうち半分ぐらいなら勤務ができるという方が見つかって、一、二カ月研修を、訪問看護の経験がなかったので、ずっと一緒に訪問していただいて、訪問が一人でできるようになったところで、少し今人材確保の見込みがついたところになっております。

榎橋委員長 よろしいですか。

117号もできましたので。

大畑委員 議案のほう。

午前 11時22分休憩

---

午後 1時15分再開

榎橋委員長 皆様、こんにちは。それでは、文教民生常任委員会を再開いたします。

予算決算常任委員会文教民生分科会を再開いたします。

それでは、市民生活部の審査に進みたいと思います。

まず、第115号議案の関係について行ってまいりたいと思います。

これについての説明とかは。

委員のほうから質問はございますか。

大畑委員 歳入歳出の補正額と違うでしょう。これ間違っているんやね。何か意味があるのか。

榎橋委員長 これはどうなんですか。

中尾課長。

中尾市民課長 1,000円予算額が違っていますのは、155万5,200円ということで、歳入のほうは切り捨ててしておりまして、歳出のほうは切り上げで支出がまかなえるようにしてると言うことです。

榎橋委員長 これに関してはよろしいですか。

中尾課長。

中尾市民課長 済みません、切り上げ、切り捨てのところがあったんですけども、

予算書のほうは全て同じ数字にさせていただいております、155万6,000円でさせていただいていると思います。資料のほうが間違っております。

榎橋委員長 ということですか。いいですか。

午後 1時17分休憩

---

午後 2時50分再開

榎橋委員長 それでは、休憩を解き、予算決算常任委員会、文教民生分科会を再開いたします。

教育部の審査に移ります。

まずは、第115号議案の関係分から行います。

それでは、論点整理表が出ておりますので、それについてお願いします。

榎橋委員長 説明いただけますか。

じゃあ、115号議案につきまして。

前田次長、お願いします。

前田教育部次長 それでは、分科会のこの資料と本日、お配り、追加ということでお配りいたしております、文教民生の分科会のほうの資料のほうについて、補正予算第115号議案についての教育委員会に関する部分のほうの説明をさせていただきたいと思います。

まず、追加でないほうの、前もってお配りしておりました議案資料のほうの分科会のほうの資料1ページと、それから、議案書、補正予算の資料9ページのほうを開いていただきたいと思います。

まず、歳入のほうからなんですけども、今回補正させていただくところ、教育関係のほうから説明させていただきます。

まず、分担金負担金のところで、児童福祉費負担金といたしまして465万3,000円を増額するものでございます。内訳につきましては、380万円がこれが民間の保育所に係る部分、それから、85万3,000円がこども園に係る部分で、これにつきましては、平成29年度の保護者からいただいております保育料算定の実績に伴うもので、増額をさせていただくものでございます。

続きまして、同じく9ページで、児童福祉費の負担金350万円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増額を求めるものですけども、これにつきましては、内容といたしましては、国のほうからの保育士のキャリアアップ研修・処遇改善事業ということで、主任、副主任につきましては、一応月額4万円、それから、分野

別リーダーにつきましては月額5,000円等を増額するというような制度ができて、それに伴いまして、発生する費用が大方ですけども2,600万円ぐらい発生します。それと、月額、全員に2%程度の加算ということで、1,000万円程度ということで、処遇改善では3,600万円程度増額となりますけども、実際に既に今年度当初から計画をあげておりました負担金のほうが2,000万円程度減っております。それが本日追加資料として出してあります資料の2ページ、子ども・子育て施設型給付・委託費補正予算説明書ということで、処遇改善 と ということで、1,000万円と2,600万円あがるんですけども、当初予定しておりました分のところで予算と決算執行見込みのところの差額がありますので、総額としては1,600万円のこの分の歳出がふえるということで、国庫補助対象になるのは、それから保護者の負担金等を引いた分が額になりますので、その分の半分ということで350万円を今回このほうで収入としてあげさせていただいております。

次に、同じく9ページの民生費の児童福祉費、この補助金のほうで94万8,000円のうち、まず、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金といたしまして35万8,000円、これにつきましては、キャリアアップの研修に係る分の国庫補助ということで、これにつきましては71万6,000円で委託をしているんですけども、その半分の補助対象になるということで35万8,000円を計上させていただいております。これにつきましては、既に市では単独でそういうキャリアアップ研修をしていたんですけども、そのうちの分が結局、国庫補助対象になるということで、歳出はそのまま当初予算であげておりますので、それをもっていって、歳入だけ国庫補助ということでここをあげております。

次に、同じくそこで59万円ですけども、これにつきましては、放課後児童クラブ整備費補助金といたしまして、今度、城下に学童保育所建設したいということで提案しております。それに伴う設計費分の補助金ということで59万円をあげております。

次に、予算書の10ページ、民生費の県負担金のところです。これにつきましては、児童福祉費の負担金で175万円ですけども、これは先ほどキャリアアップ等のところで350万円の国庫補助のまた半分のその2分の1ということで県費が随伴でついてきますのでその部分をここで収入としてあげさせていただいております。

その次に、同じページなんですけども、県支出金の県補助金の児童福祉費補助金14万7,000円ですけども、これにつきましても、城下の建設費につきましても、県随伴の補助金を14万7,000円ここにあげさせていただいております。

それから、最後の市債のほうですけども、580万円、これは小学校のスクールバスを入札して580万円分の市債が減るということで、その分をここ減額をさせていただいております。

続きまして、事前に配っております資料の2ページのほうで、今度歳出のほうになります。それと、予算書では15ページが民生費のほうになりますので、15ページの民生費のところですけども、ここで施設型給付委託事業のまず1,600万円が先ほども本日お配りしたページの1,600万円、それをここで補正をさせていただくものでございます。

同じく15ページの少子化対策事業費の委託料ということで140万円あげておりますけども、これは城下学童の建設をしようと思っているんですけども、その分の委託料、今年度分のほうを140万円あげさせていただいております。それで、総額委託費は200万円は必要なんですけども、その後残りの分につきましては、議案書の5ページにあげているんですけども、債務負担行為、一番下のところの債務負担行為の学童保育所建設事業の設計管理費委託ということで60万円、その分は債務負担で60万円は置かせていただいております。総額では200万円ですけども、今年度予算としては140万円をここであげさせていただいております。

まだちょうど5ページ今開いていただいておりますので、城下の今度建設工事なんですけども、歳出の予算としては全然置いていないんですけども、債務負担行為として建設工事費として5,458万円もここで債務負担行為として計上させていただいております。

もう一度、事前に配っております資料のほうに戻らせていただきたいと思います。

今度、予算書では18ページのほうになります。18ページの今度、教育費のほうで、教育振興費のところでございます。ここでは、部活動推進事業補助金として117万7,000円を追加で要望させていただきます。これにつきましては、今年度、全国大会に山崎東中学校の男女のバレーが宮崎県で開催されたのに出席することになりましたので、当初予算では大体前年度並みぐらいで置かせていただいていたんですけども、その分、ほかのちょっとお金が余っているところ流用もさせていただいたんですけども、やはり両チームが、2チーム出たということで、かなりの金額が要ったということで、ここで今回補正をさせていただいております。

それから、続きまして、同じく今度は19ページの教育振興費の扶助費のところでございます。これにつきましては、前回の委員会でも少しお話をさせていただいたんですけども、平成30年度の新入学の3月に支給したいということで、入学準備に

当たる中学校1年生、それから、小学校1年生の分の半分を3月に支給したいということであげさせていただいております。それが小学校では一応23人分で4万600円です。それから、中学校では27人分、4万7,400円を前倒しということで今回あげさせていただいております。

それ以外につきましては、今年の分の要保護、準要保護に対する支出額が当初見込みで小学校では158人見ていたのが172人、それから、中学校では78人見ていたのが今91人認定しています。その分の、ふえている分をそれもついでに合わせてここで補正をさせていただいております。

続きまして、学校管理費の需用費なんですけども、ここで小学校の管理費の水道代としてこれは執行見込みで夏場のプール事業が済んでいまして、大きな水道を使うところがもうなくなりましたので、もう大方見込みが出てきましたので、ここで多く余らせる必要がないということで100万円を減額させていただいております。

次に、19ページ、同じく備品購入費なんですけども、ここは小学校スクールバス購入ということで、はりま一宮小学校で当初は中型とマイクロ1台、それぞれ1台ずつ買う予定でしたけども、精査した中、マイクロ2台で運行を考えたら回れるということになりましたので、その分と入札減によって180万円出ましたので、それを精算させていただいております。

同じく19ページのほうの委託料のところでございます。中学校のスクールバスの運行委託料なんですけども、これは、入札等による実績見込みで100万円の減をさせていただきます。

同じく19ページのこのスクールバスの運行の工事請負費で、中学校のスクールバスの車庫建設工事費なんですけども、一宮北中学校のバスの車庫を検討する必要があったということで、予算的には計上させていただいたんですけども、繁盛小学校のところで確保ができましたので、結局建設工事費が不用となりましたので、300万円をここで落とさせていただいております。

それから、幼稚園の教育費の共済費と賃金につきましては、幼稚園の月額職員等が確定いたしましたので、当初18人程度要るかなということだったんですけども、16人、2人分ぐらいはもう不用ということ、それから、社会保険がそういうことでその2人分が大きく減ったということで、共済費100万円、それから、賃金を500万円をここで補正させていただいております。

あと、予算書で教育委員会の関係の部分でいいますと、5ページのほうをあけて、もう一度あけて、ここには書いていないですけど、5ページをあけていただきたい

んですけども、繰越明許費補正ということで、民生費児童福祉費ということで、一宮北の認定こども園設計管理業務ということで1,000万円を今予算を置いているんですけども、繰り越しということでここで計上させていただいております。

それから、同じく次のページ、6ページの起債のところなんですけども、教育施設整備事業債のところ、教育部としてここで5億2,770万円が5億2,190万円ということで、580万円の起債が減るということは先ほどスクールバスの分の過疎債が減ったということで、ここで計上をさせていただいております。

以上、簡単なんですけども、115号議案の教育部に関する部分の説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

榎橋委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から。

大畑委員。

大畑委員 済みません。予算書の5ページから質問させてほしいんですけど、繰越、一宮北の認定こども園の設計管理業務、年内で用地取得が可能だという話を聞いていたんですが、3月まで難しいですか。

榎橋委員長 前田次長。

前田教育部次長 用地は購入はできましたので、見込みが立っておりますけども、設計管理につきましては、その用地をこの間やっと今見込みが、それから、設計に入りますので、設計管理業務といたしましては、入札にかかるまでをずっと持っておくということがありますので、少し繰り越し、出来高払いみたいになりますので、繰り越しをさせていただいたということです。用地は購入は、用地費は繰り越しできないです。

大畑委員 用地はいいんですけど、これは園舎の設計でしょう。それは間に合わないんですか、年度いっぱい。

前田教育部次長 当初、園舎のところを買う土地のことで少し購入を考えていたところが一部、購入ができないというところがあって、なかなか事業を、そこに売れなかったということがありまして、設計が売れなかったということで、当初よりもやはり発注がおくれたということで、ちょっと年度内完成は難しいくて、ぎりぎり3月には、ぐらいにはできるかなという、微妙なところになっておりますので、恐らく繰り越しをするべきだということで、繰り越しをさせていただいております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それと済みません、あと、山下委員が全体のことを聞いてやと思います

けども、ちょっと私細かいことを聞きたい。

学童の設計管理業務なんですけど、全体で200万円で、補正で160、それで、債務負担で60、140と60、これはどういう切り分けにしてあるんですか。

榎橋委員長 前田次長。

前田教育部次長 全体200万円ですけども、今年ができるのが7割ぐらい、7、3ぐらいでしかできないだろうということで、それで割っております。単純に国の補助もこれもついてきますので、100%もらおうと繰り越しができないということになっていきますので、できる範囲ということで7、3で割らせていただいております。

大畑委員 安全のためですか。

前田教育部次長 そうです。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それと済みません。文言のところですけど、論点整理の児童福祉費の、先ほどの子ども・子育ての1,600万円のところなんですけど、説明のところ、民間保育所の運営費の増で、子ども・子育て施設給付費の減と、どちらも子ども・子育て給付の施設じゃないかと、子ども・子育て施設の給付金から出ているのと違うかなと思うんですけど、こういう書き方した意味をちょっと教えてください。

榎橋委員長 前田次長。

前田教育部次長 当初予算で子ども・子育てと分けていたので、それで、どちらも子ども・子育てが認定こども園のほうでということで、ただそれだけなんです。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 論点整理表で出してもらった点で、位置とか、場所とか、そういったことはわかったんですけども、あと、どんなような形で工事が今後行われていくのかの工事計画の説明とか、あるいは、規模、1人当たりの面積がどのくらいになるのか、現在利用されている方が1カ所で落ちついて学童保育を受けることができるようになると思うんですけども、あと潜在的な待機者に対してはどうなるのか等教えてください。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 城下学童保育所建設工事に係る事業概要の説明をさせていただきます。

本日、追加の資料でお出しをしました3ページに工程表をつけておりますけれども、この12月で補正予算認定をしていただきましたならば、1月から設計、実施設計に入らせていただいて、これが先ほど質問がありましたように、本年度内には終

わらないので、一部繰り越しをさせていただきたいということでございますけれども、大まかには建物の実施設計の部分については年度内に、そして、設計管理の管理の部分繰り越して来年度内にとということで、国庫補助事業として国のほうに申請をし、2カ年の繰越事業として認定を受けているものでございます。実際に建設する建物の中身なんですけれども、2教室というふうに考えておりました、1教室が40名の定員で2教室、最大で80名入れるような容量のものを建設をしたいと考えております。

1人当たりの面積ですけれども、条例では、国の法令では1人当たり1.65平方メートルという基準がございますけれども、2平方メートルを確保して建設をさせていただきます。ですから、40名掛ける2平方メートルで1教室が80平方メートルの内寸を確保した教室を2教室つくるとということで、トイレ等の設備を合わせまして合計で210から220ぐらいの大きさの平家建て、構造につきましては、今のところは軽量鉄骨造の平家建てというふうなことで、工期の短縮を図りながら建設をし、そして、夏休み前に竣工をしたい。夏休みから児童が通えるような設計をしていきたいと考えております。

また、平成30年の児童の申し込みについて、今現在11月を1月として申し込みを受け付け、今本当に第1次集計で、まだ審査ができておりませんが、城下児童の申し込み48名の申し込みをいただいております。現在の定員が30ということなので、今年度もそうだったんですが、1年生から3年生までの児童につきましては、一部山崎南中学校の1室をお借りしながら、何とか4月1日から受け入れをさせていただくということで、その対象者が39人ございます。4、5、6年生の子どもが9人申し込みがございます。このほうがこれから審査をする中で、事情を聞きながら精査をしていくわけなんですけれども、この子どもたちが夏休み前から、夏休みには新園舎に入れるような設計で、早急にできるだけ一日でも早くそういう改善が図れるような計画をしたいと考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 関連で。内容はわかりました。一つは、何か木造でももらえないかなという感じがします、構造については。

それと、今現在、城下小学校の2階、ありますね、それはそのまま残して、新たにこれを建てるという考えですか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 4月1日は、今の2階を使ってということなんですけど、この

保育所が完成したときには、その教室は学校のほうへお返しをしようと考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません。先ほど80名と言われたのは、6年生までの入所を計画しての規模というふうに解釈してよろしいですか。

中尾こども未来課長 はい。

大畑委員 城下は非常にニーズが高いというふうに、今後もふえてくる予測があると思うんですけど、それで十分大丈夫だということですか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 一昨年、ここ3年ほど同じような推移なんですけど、48名というように今第一次的な申し込み、6年生まで含めてがございまして、80のキャパでとりあえず当面は推移、全員受け入れができるだろうということで、また、子どもがこれをふえますと、指導員を確保するということが大きな課題にもなっておりますので、そのあたり、推移を見ながら計画をしていきたいと考えております。

榎橋委員長 115号議案はよろしいですか。

○浅田副委員長 保育士の処遇改善のところで、人数、何ぼ見とってんやろう。

榎橋委員長 前田次長。

前田教育部次長 失礼します。処遇改善のところで、まず、副主任に4万円をあげる人間といたしまして42人分をあげさせていただいております。それから、分野別リーダー5,000円あがるところで26人分をあげております。それで、これは一応人数換算であげておりますけれども、実際はそれよりももう少しふえると思います。要は、4万円あげなくても既に副主任なので、それも上の人らがあられるので、そこから辺の調整のほうにも持っていけますので、一応予算上はそういうことで42人分と26人分ということであげさせていただいております。

榎橋委員長 浅田委員。

○浅田副委員長 対象の3分の1という考え方でええんかいね、トータルの。全体見込みのおおむね3分の1。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 副主任のところを対象職員の、全職員の3分の1、それから、職務別、分野別リーダーにつきましては、職員数の5分の1ということで、国のほうから計算式が出ておりまして、それに基づく予算の計上となっております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっともう一回だけ聞かせてほしいんですけど、補正の資料で、城下学童の、学童保育所の国県の補助金が、補助基準額が工事請負費の2.6%と書いてあるけど、何でこんな低いんですか。

榎橋委員長 前田次長。

前田教育部次長 やっぱり事務費なんで、事務費設計分なので、設計分が2.6なんです。工事は別個なので、工事は、今回、今年度あげていないんです。そういうことです。

大畑委員 わかりました。工事はもっと後でね。

前田教育部次長 そうです。工事はありません。

大畑委員 びっくりした。わかりました。

榎橋委員長 分科会ではよろしいですか。

午後 3時16分休憩

---

午後 5時08分再開

榎橋委員長 続きまして、健康福祉部、市民生活部、教育委員会の第115号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の関係部分について、自由討議をお願いします。ありますか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 討論。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 それでは、採決をさせていただきたいと思います。

それでは、第115号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の関係部分について、賛成の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全員ですね。

続きまして、健康福祉部の第116号議案、平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に関しての自由討議を行います。

山下委員、あるんじゃないですか。

山下委員 いいです、常識から外れるし。国の方向自体がもうおかしいので。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 討論。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 それでは、第116号議案、平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に賛成の立場の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全員ですね。可決いたしました。

続きまして、第117号議案、平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）に関する自由討議を行います。ありますか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 討論はありますか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 それでは、採決いたします。

第117号議案、平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）に対して賛成の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全会一致です。

以上です。ありがとうございました。

#### その他協議

- ・次回委員会の開催について

12月19日（火）9時30分から、障害福祉計画、老人福祉計画、教育振興基本計画について

- ・1月委員会の開催について

平成30年1月11日（木）午前9時00分から

閉会中の継続調査事項について

- ・次回委員会後に検討

（午後 5時10分 閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会文教民生分科会 委員長 榎 橋 美恵子